

鹿屋市第2期教育振興基本計画

第2期【平成27年度～31年度】

～未来を担う心豊かでたくましい人づくり～



平成28年3月

鹿屋市教育委員会

〈目 次〉

はじめに

第1章 計画策定の趣旨

| | |
|--------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の基本的な考え方 | 1 |
| 3 計画の期間 | 1 |

第2章 本市教育を取り巻く環境

1 社会状況

| | |
|-----------------------|---|
| (1) 少子高齢化の進行と人口減社会の到来 | 2 |
| (2) 高度情報化の急速な進展 | 3 |
| (3) 価値観やライフスタイルの多様化 | 4 |
| (4) 国際化の進展 | 4 |
| (5) 地球規模の課題への対応 | 4 |
| (6) 災害に対する意識の高まり | 5 |
| (7) 産業構造の変化 | 5 |
| (8) 地方創生の推進 | 6 |
| (9) 国等の教育改革の動向 | 6 |

2 本市の子どもたちの現状と課題

| | |
|-------------------|----|
| (1) 児童生徒数の推移と学校規模 | 7 |
| (2) 知育 | 7 |
| (3) 徳育 | 9 |
| (4) 体育 | 10 |
| (5) その他 | 10 |

第3章 鹿屋市教育大綱

| | |
|--------|----|
| 1 基本理念 | 12 |
| 2 基本目標 | 12 |

第4章 今後5年間に取り組むべき施策（基本計画）

| | |
|--------------|----|
| 1 本市教育施策の方向性 | 13 |
| 2 具体的施策の方向性 | 15 |
| 3 具体的施策の展開 | 16 |

I 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

| | |
|-------------|----|
| (1) 道徳教育の充実 | 16 |
| (2) 生徒指導の充実 | 18 |
| (3) 人権教育の充実 | 20 |
| (4) 体験活動の充実 | 21 |
| (5) 読書活動の推進 | 22 |
| (6) 食育の推進 | 23 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (7) 健康教育の充実 | 24 |
| (8) 体力・運動能力の向上 | 25 |
| II 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進 | |
| (1) 確かな学力の向上 | 26 |
| (2) 英語教育・国際理解教育の推進 | 28 |
| (3) 特別支援教育の推進 | 29 |
| (4) 情報教育の推進 | 30 |
| (5) 環境教育の推進 | 31 |
| (6) キャリア教育の推進 | 32 |
| (7) 郷土教育の充実 | 33 |
| (8) 幼児教育の充実 | 34 |
| III 信頼される学校づくりの推進 | |
| (1) 学校経営の充実 | 35 |
| (2) 教職員の資質向上 | 37 |
| (3) 開かれた学校づくり | 38 |
| (4) 安全・安心な学校づくり | 39 |
| IV 安全・安心な教育環境と教育活動の充実 | |
| (1) 学校の活性化及び学校規模適正化の推進 | 40 |
| (2) 学校施設老朽化対策の推進 | 41 |
| (3) 学校給食に係る環境整備の推進 | 42 |
| (4) 市立高等学校の活性化 | 43 |
| V 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進 | |
| (1) 学習環境の整備 | 44 |
| (2) 学習機会の充実 | 45 |
| (3) 学習推進体制の充実 | 46 |
| VI 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実 | |
| (1) 青少年健全育成への支援 | 48 |
| (2) 成人教育の充実 | 49 |
| (3) 家庭教育の充実 | 50 |
| VII 人権を尊重する平和な社会の実現 | |
| (1) 人権教育と啓発の推進 | 51 |
| VIII 文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承 | |
| (1) 文化芸術活動の促進と環境づくり | 52 |
| (2) 文化財の保存・活用・伝承 | 53 |
| [計画期間における数値目標] | 54 |

第5章 計画の実現に向けて

| | |
|---------------|----|
| 1 地域社会との連携・協力 | 58 |
| 2 全庁的な連携体制の構築 | 58 |
| 3 計画の進捗状況の確認 | 58 |
| 4 新たな課題への対応 | 58 |

参考資料

はじめに

近年、我が国は、グローバル化の急速な進展、人口減少、超高齢社会の到来、厳しい財政環境など大きく変動しつつあり、これまで有効に機能していた社会保障制度、医療制度、金融・財政等のシステムが、十分に機能しなくなってきており、将来に対する不透明感・不安感が増幅しつつあります。

教育に関しても、家庭、地域等の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲、体力・学力の低下、規範意識や倫理観の欠如等、多くの課題が指摘されております。

本市の教育行政においても児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応、特別支援教育の充実、教職員の資質向上、教育環境の改善等、様々な分野において取り組むべき課題があります。

このような中、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携強化を図るため、平成27年4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、施行されています。

この教育委員会制度改革により、本市においても、地方公共団体としての教育に関する方向性の明確化を図るため、市長が総合教育会議を設置及び開催して、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、教育の振興に関する施策の大綱を策定しました。

この鹿屋市第2期教育振興基本計画は、教育の振興に関する施策の大綱に基づいて策定したものです。

本市教育委員会においては、学校、家庭、地域等との連携を密にしながら、この計画に掲げた施策を推進してまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

鹿屋市教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

鹿屋市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画を参照し、鹿屋市総合計画を踏まえた上で、平成21年12月に、10年後を見据えた教育の姿とともに、平成22年度から26年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「鹿屋市教育振興基本計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、これまで総合的かつ計画的に施策に取り組んできました。

国においては、平成20年7月の教育振興基本計画策定後、中央教育審議会が、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓から、被災地の復興とともに我が国全体が希望を持って未来に前進していくような教育を検討してきました。さらに、社会をめぐる情勢の変化を踏まえた、今後の教育の基本的方向性について検討を進め、平成25年4月に、平成25年度から29年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策や具体的な成果目標などを示した「第2期教育振興基本計画」について文部科学大臣に答申し、同年6月、国は同計画を閣議決定しました。

市教育委員会においては、このような国の動向や現在の子どもたちを取り巻く諸情勢、また、市の第1期計画における取組の成果と課題を踏まえながら、中期的展望に立って引き続き本市の実情に応じた教育行政を推進するため、平成27年度から31年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「鹿屋市第2期教育振興基本計画」を策定します。

【教育基本法】

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の基本的な考え方

本計画は、第1期計画に示された10年後を見据えた教育の姿に基づき、後半5年間に取り組むべき施策を体系化した計画とします。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、学校における体育に関すること、文化・芸術に関すること等とします。

3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

第2章 本市教育を取り巻く環境

1 社会状況

(1) 少子高齢化の進行と人口減社会の到来

わが国では、平成17年に出生数が死亡数を下回る状況となり、総人口が減少へ転じる「人口減少時代」へと突入しています。

平成26年の合計特殊出生率¹は、1.42（厚生労働省 人口動態調査）となり、過去最低である平成17年の1.26より上昇しているものの、出産世代の女性人口が減っており少子化に歯止めがかかったとはいえない状況にあります。

このため、子どもを安心して生み育てることができる環境・社会づくり、市民、行政など、地域が一体となって取り組む体制・仕組づくりが重要になっています。

一方、平成22年の全国の高齢化率は、23.0パーセント（平成22年国勢調査）と、急速に進んでおり、同年の本県の高齢化率は26.5パーセントと全国水準より約10年先行して高齢化が進行しています。

このような中、本市の高齢化率は、県平均よりは低いものの平成22年で24.8パーセントと全国より高くなっています。また、本市においては高齢化に伴う過疎化が著しく進んでいる地域もあります。

このようなことから、労働力人口の減少に伴う経済活力の減退、集落の維持が困難になる地域への対応等、社会・経済システムの再構築が求められています。

【鹿屋市の年齢別推計人口の推移】

| 区分 | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 人口 (人) | 割合 (%) | 人口 (人) | 割合 (%) | 人口 (人) | 割合 (%) | 人口 (人) | 割合 (%) |
| 総 数 | 105,059 | 100.0 | 106,462 | 100.0 | 106,208 | 100.0 | 105,070 | 100.0 |
| 年少人口 (0~14歳) | 20,129 | 19.2 | 18,173 | 17.1 | 16,791 | 15.8 | 16,032 | 15.3 |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 66,277 | 63.1 | 65,835 | 62.0 | 64,307 | 60.6 | 62,717 | 59.9 |
| 老人人口 (65歳以上) | 18,653 | 17.8 | 22,232 | 20.9 | 25,032 | 23.6 | 25,980 | 24.8 |

資料：国勢調査

¹ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子供の数

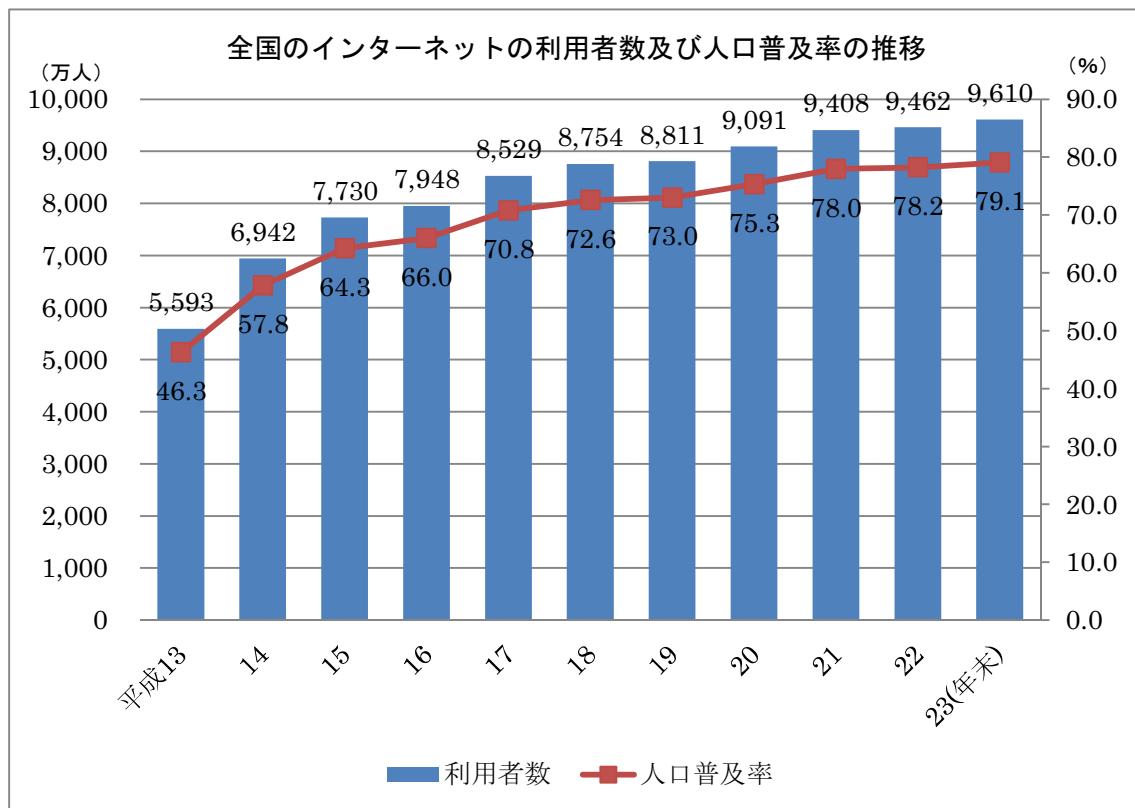
(2) 高度情報化の急速な進展

情報通信技術の発展及び普及により、社会の様々な分野で必要とされる技術が、いつでもどこでも自由に入手、利用できるようになってきており、インターネットによる情報交流、商取引等が日常生活にも身近になっています。

また、誰もが簡単に操作できる技術の導入による障がい者・高齢者等の社会参加の促進、在宅による医師の治療が受けられる遠隔医療システムによる診療等、高度情報化の進展により生活の質が向上しつつあります。

本市においても、まちづくりへの市民参画の促進、市内外への情報提供の充実等に向けて、情報通信基盤の整備を図るとともに利用者のレベルに合わせたICT²講習会、小・中学校における情報通信教育等を推進しています。

しかし、ICTを利用する技術や機会を持つ人と持たないとの情報格差³は正への対応が求められているとともに、データの流出やプライバシーの侵害など情報化社会が有する問題への迅速かつ的確な対応が必要となっています。



資料：総務省

² ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略

³ 情報格差：インターネット、パソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差

(3) 価値観やライフスタイルの多様化

生活水準の向上や余暇時間の増大等を背景に、人々の価値観は「もの」の豊かさから「こころ」の豊かさ、集団より個性を重視する方向へと変化しており、交通体系の整備や高度情報化の進展と相まって、人々の生活様式の多様化が進んでいます。

また、近年は、NPO法人⁴による活動やボランティア活動など、個人、団体等による社会貢献活動も活発になり、地域活動、社会貢献活動等に対する市民の関心が高まっています。このような中で、住民をはじめNPO法人やボランティア団体等の多様な担い手が知恵を出し合い、助け合う「共生・協働・自立」の仕組みづくりが求められています。

一方、少子高齢化の進行、過疎化の進展、価値観の多様化等により、地域コミュニティ⁵機能や社会規範意識の低下による犯罪の質的変化が懸念されているほか、安心して子育てができる環境づくり、地域における防災力の充実・強化等が求められています。

(4) 国際化の進展

環太平洋パートナーシップ協定⁶（TPP協定）の大筋合意をはじめ経済活動のグローバル化が進み、国際競争が激化するとともに、国の枠を超えて様々な分野で「人・もの・情報」の交流が拡大しています。

社会・経済のグローバル化の中で、他国の文化を理解する姿勢の育成と自らが住む地域の伝統・文化の理解を深めることができます。いわゆるグローカルな視野を持った世界に通用する人材の育成が重要となっています。

本市小学校では教育課程特例校制度⁷を活用し、1年生から外国語活動を実施しています。

(5) 地球規模の課題への対応

現在、世界は、環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な問題に直面しています。

これらは正に地球規模の課題であり、かつてのような物質的な豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて人類全体で取り組んでいくことが求められています。

⁴ NPO法人：民間非営利組織（Non Profit Organization）の略

⁵ コミュニティ：人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域やその人々の集団

⁶ 環太平洋パートナーシップ協定：アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定

⁷ 教育課程特例校制度：学習指導要領等の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を可能とする特例制度

(6) 災害に対する意識の高まり

東日本大震災を始めとする自然災害の頻発を背景に、安全で安心して暮らせるまちづくりがこれまで以上に求められており、豊かな市民生活を実現するためにも、市民が安心して暮らせるまちづくりが重要となります。そのため、防災、防犯、子育て、就労、健康、都市施設の整備などあらゆる施策に対して、「安全・安心」の視点を大切にしたまちづくりが求められています。

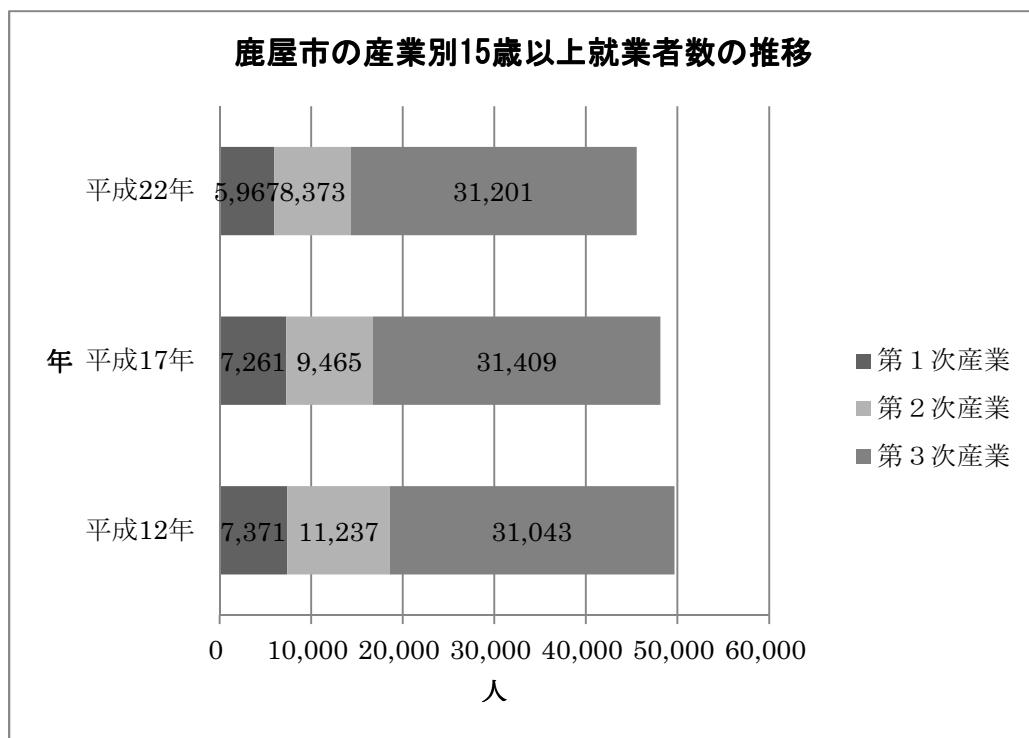
(7) 産業構造の変化

我が国の産業構造は、高度情報化の進展に伴う情報関連サービスの需要拡大、高齢化の進行、健康に関する意識の高まり等による保健、医療、福祉等のニーズの増加により第3次産業の比重が高まっています。

農業分野においては、農畜産物の輸入自由化による海外との競合、農業従事者の高齢化、後継者の減少等により、産業構造における第1次産業の比重の減少が顕著となっています。

本市においても、第3次産業の比重が全国と同様に増加している一方で、基幹産業である第1次産業の比重が減少しています。

今後は、安全で安心な農林水産物の生産振興による第1次産業の振興と合わせ、食品加工・製造業等の起業・立地の促進など、地域の農林水産物の付加価値を高める第2次・第3次産業を振興する取組を進め、産業構造の転換による競争力の高い地域産業を構築していくことが必要です。



資料：総務省

(8) 地方創生の推進

国全体の急速な少子高齢化の進展に対応するため、各地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持していくことが重要となっています。

そのため、国は平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国と地方公共団体が相互に連携・協力しながら、地方創生の施策を総合的かつ計画的に実施することとされました。

本市においては、平成27年10月に「鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本市が持つ強みを生かしながら、多様なライフスタイルが叶うまちづくりを進めしていくことが必要です。

(9) 国等の教育改革の動向

国は、平成26年9月に「小中連携・一貫教育の推進」に関する考え方、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を作成し、少子化がさらに進むことが予想される中で、活力ある学校づくりを実現していくための基本的な考え方をそれぞれ示しています。

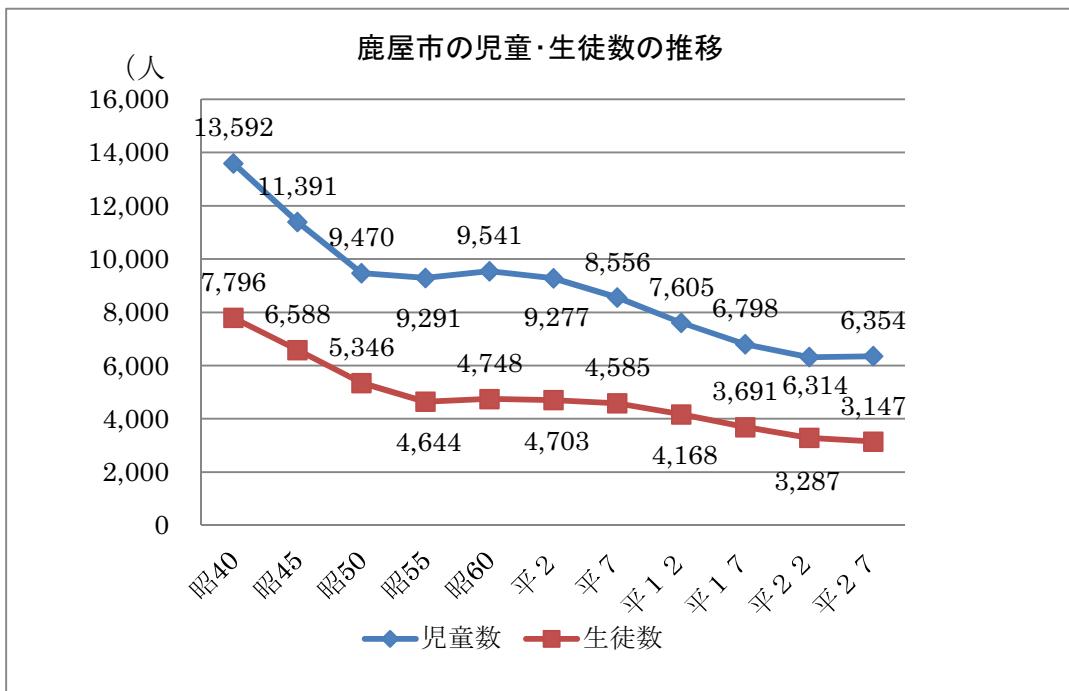
さらに、平成27年4月に改正地方教育行政法が施行され、総合教育会議や教育委員会議の一層の透明化の取組がスタートしているほか、学習指導要領の次期改定においては、小学校における英語の教科化をはじめ、教員の多忙化解消の取組としての外部人材の登用やＩＣＴの活用の推進等、新たな動きが見込まれる一方で、教職員定数を巡る動静等、教育を取り巻く環境は、目まぐるしく動いています。

また、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、教育と福祉が密接に連携する必要性が高まっており、教育分野の拡大が進んでいることから、本市においても国等の制度改革の方向性を見極めながら地域の実態を適切に捉え、政策を展開する必要があります。

2 本市の子どもたちの現状と課題

(1) 児童生徒数の推移と学校規模

全県的な児童生徒数の減少は本市も例外ではありませんが、都市部への周辺市町からの若年層の流入等により、小学校入学予定者数は横ばい傾向にあります。一方、小中学校の学級数は、国が示す学校の適正規模の標準に満たない12学級未満の学校が36校中26校（72.2%）と、小規模、過小規模の学校が大きな割合を占めており、今後も周辺部の学校において、これらの小規模校の割合は増加するとともに、市街地での学校の大規模化が進むなど、学校規模の二極化がますます進むと予想されます。



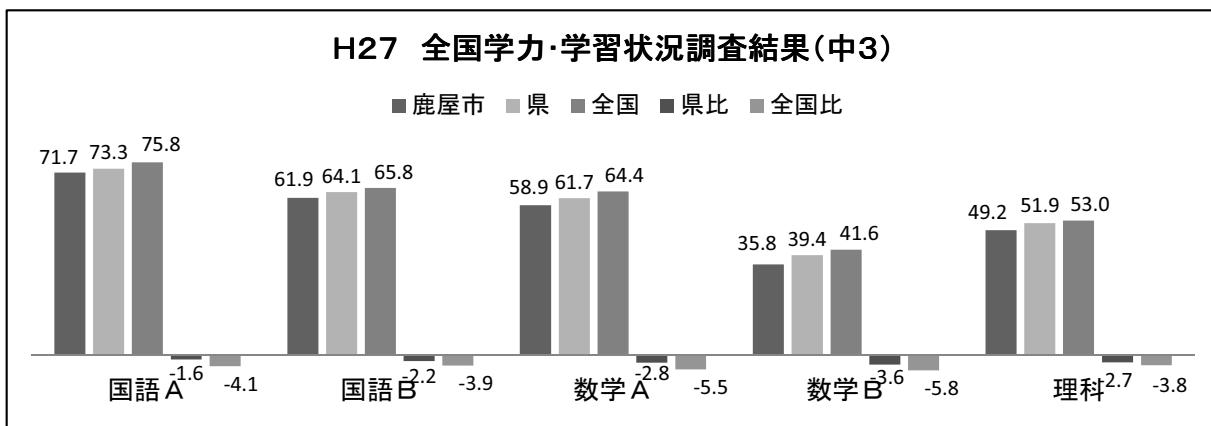
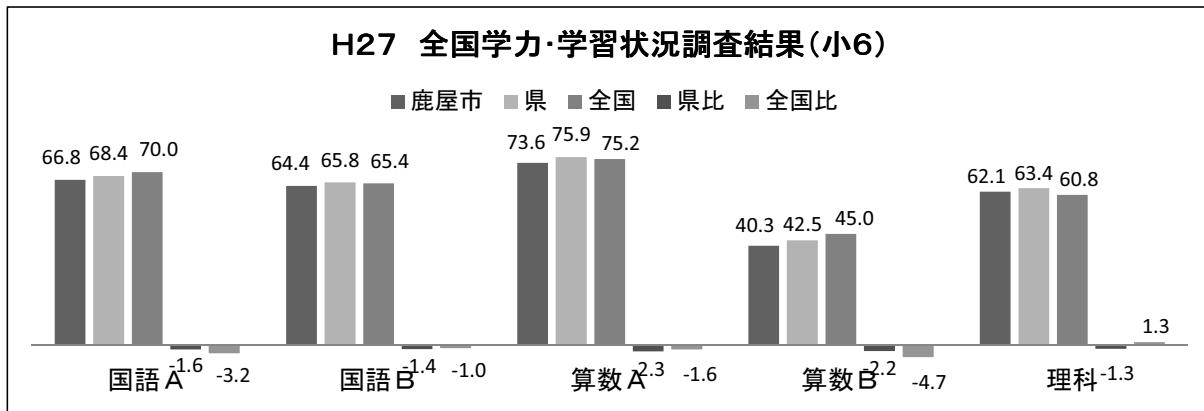
小規模の学校では、基礎学力の定着や技能等の習熟に向けて、少人数という特性を活かしたきめ細かな指導を行うことができます。また、中・大規模校では、多くの友達との交流やグループで討論したり発表したりし合う機会、さらには、お互いに切磋琢磨し合い、多様な方法で課題解決を試みるなどの学習活動を行うことができます。

本市においても、それぞれ学校規模の特性の良さをいかした取組を推進していくとともに、国・県の動向等も踏まえながら全市的な視点に立って、子どもたちが21世紀をたくましく生きぬく力を育む教育環境づくりを目指していきます。

(2) 知育

本市の小中学生の学力については、平成26年度「鹿児島学習定着度調査」や平成27年度の「全国学力・学習状況調査」の調査結果から、改善は見られつつあるものの、「基礎的・基本的な内容」及び「思考力・表現力を問う内容」とともに課題があります。

また、標準学力検査NRT⁸の結果（中学校）においては、学年が上がるにつれ、生徒が持っている能力に対して、学力の伸びが十分でないという結果が出ています。生徒の能力を引き出すため、今後とも、基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもとより、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を習得させることができます。



基礎学力の定着を図るために家庭での学習も不可欠であることから、一定の学習時間を確保する「かのや宅習1・2・3運動⁹」を推進しています。全国学力・学習状況調査の結果では、月曜日から金曜日の1日当たりの学校の授業以外での学習時間について、1時間未満と回答した割合が小学生31.5パーセント（県31.1パーセント、全国37.2パーセント）、中学生34.9パーセント（県22.9パーセント、全国30.9パーセント）となっています。また、家で自分で計画を立てて勉強をあまり（全く）していない割合が小学生44.2パーセント（県40.0パーセント、全国37.2パーセント）、中学生51.0パーセント（県51.2パーセント、全国51.1パーセント）となっています。家庭学習について、量、質ともに充実を図る必要があります。

⁸ 標準学力検査NRT：標準化の過程で、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が保証されている我が国でも最も多く実施されている標準学力検査（標準化された学力検査）

⁹ かのや宅習1・2・3運動：児童生徒の学習習慣を確立するため、家庭において、小学生1時間以上、中学生2時間以上、家庭読書30分以上の学習時間を確保するための取組

(3) 徳育

「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における本市立小・中・高等学校のいじめの発生件数は264件（22校）、年間30日以上欠席した不登校児童生徒数は119人（小学校16人、中学校99人、市立高等学校4人）であり、いじめ問題、不登校児童生徒数の現状は憂慮すべき状況が続いています。

いじめについては、人権に関わる重大な問題として捉え、「どの学校でも、どの子にも起こり得る。」との認識に立ち、いじめの未然防止に取り組むと同時に、発見件数が少ない方が良いのではなく、より多く発見し、より多く解決することが良いという認識をもち、早期発見及び早期対応に努めることが大切です。また、社会の中にインターネットに容易に接続できる環境が整ってきた結果、「ネットいじめ」等のトラブルが急増しており、情報モラル教育を徹底すると同時に、PTAと一緒に取組を推進しています。

不登校については、小・中学校の在籍児童生徒全体に占める不登校児童生徒数の割合（平成26年度）は約1.22パーセントと、県の約1.10パーセントを上回り、極めて憂慮すべき状況です。不登校及び不登校傾向にある児童生徒については、各学校で作成される個別の支援計画を活用し、相談体制の充実を図るとともにマイフレンド相談員¹⁰、スクールカウンセラー¹¹、スクールソーシャルワーカー¹²等を活用しながら、家庭や関係機関と連携し、継続的に対応する必要があります。

また、携帯電話の所持率及びスマートフォン利用者も小学校、中学校、高等学校ともに増加傾向にあり、今後も更にその割合は高くなることが推測されます。今後、いわゆるネットいじめやネット依存などの諸問題に対応するために、学校での情報モラル教育を充実させるとともに、家庭、地域、警察等の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。

平成20年度から始まった本市の「心の架け橋プロジェクト事業¹³」は、いじめ問題や不登校の児童生徒に対して、保護者や学校、関係機関と連携して解決に向けて支援や指導の充実を図ろうとするものであり、平成26年度から「子どもサミット¹⁴」「いじめ第三者委員会¹⁵」を新たに実施し、より一層の充実を図っています。

¹⁰ マイフレンド相談員：学校の教育相談の充実や不登校児童生徒に対する支援の充実を目指して、適応指導教室及び学校や家庭訪問による相談活動等に当たる指導員

¹¹ スクールカウンセラー：臨床心理士等の資格認定を受け、子どもの臨床心理に関して高度に専門的な知識と経験を有する者

¹² スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくもの

¹³ 心の架け橋プロジェクト事業：いじめ、不登校等の問題行動に当たって、学校の教育相談体制の充実と不登校等や何らかの理由で学校に行けない児童・生徒に対して、保護者、学校、関係機関等と連携して学校復帰に向けた支援、指導等の充実を図るもの

¹⁴ 子どもサミット：いじめ問題撲滅に対する児童・生徒の意識啓発と自主的・自動的な取組の推進を図るもの

¹⁵ いじめ対策第三者委員会：鹿屋市立学校でいじめによる重大事態が発生した場合に、その事態に対処し、教育委員会が執るべき措置その他の事項について調査審議するため、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき置かる委員会

(4) 体育

本市の「体力と運動能力」は、全国と同様に、全体的に年々少しづつ低下傾向を示していました。しかしながら、平成26年度の体力・運動能力調査から向上傾向が見られ、平成27年度は、小学校で67.2パーセント、中学校で56.3パーセントの項目で県平均を上回っています。項目ごとに見ると、柔軟性・脚筋力は高いですが、握力・走力はやや低い傾向が見られます。

また、外で友だちと遊ぶ機会の減少、ゲーム、インターネット等室内で過ごす時間の増加などの生活様式の変化、価値観の多様化等により運動力の二極化も懸念されます。

今後も「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」及び「体力と運動能力の向上」を目指した教科体育の充実、一校一運動、家庭・地域との連携等の継続的な取組をしていくことが望まれます。

(5) その他

ア 基本的な生活習慣

睡眠・食生活の乱れやネット依存等子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力や学習意欲の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。児童生徒が心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し、「早寝早起き朝ご飯¹⁶」等の取組を通じて、適切な生活習慣を確立することが必要です。

食生活においては、「食」を大切にする心の欠如、「食」の安全性、伝統ある食文化の喪失等の問題が指摘されています。本市の各学校においては、家庭や地域と連携した様々な取組を実施してきています。今後も引き続き、食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいた指導など、学校や地域の実態に応じた組織的な取組を推進していく必要があります。

イ 特別支援教育

現在、全国的な傾向を見ると、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、障害のある児童生徒に対する適切な就学相談や特別支援学級、通級指導教室¹⁷で教育を行う等の特別支援教育¹⁸が推進されています。

本市においても、小中学校において、特別な支援を必要とする児童生徒や特別支援学級が増加傾向にあることから、特別支援教育支援員の配置、鹿屋市障害児就学指

¹⁶ 早寝早起き朝ご飯：日本PTA全国協議会と文部科学省等が中心になって「子どもたちの正しい生活リズムの確立」を目的に提唱し、平成18年度から始まった国民運動

¹⁷ 通級指導教室：通常の学級に在籍しながら特定の時間、特別の指導を受けることができるよう設置された教室

¹⁸ 特別支援教育：障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

導委員会の充実、鹿屋養護学校等との連携等を図るとともに、LD¹⁹等対応の通級指導教室の他校通級を積極的に進めています。

また、早期からの適切な就学指導のために保育園・幼稚園等と小学校との連携、社会福祉機関との連携、医学・心理学教育相談の充実などを図っています。

ウ 安全・安心な教育環境

不審者による声かけ事案など児童生徒の安全を脅かす事案の発生、児童生徒の交通事故、水難事故の発生など本市においても懸念される状況があります。

児童生徒に生活の安全、交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備、児童生徒が安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。

また、学校は、児童生徒が安心して学び、生活する場であるとともに、災害時の地域住民の応急避難場所でもあるため、学校施設の耐震化、老朽化対策が進められてきました。

エ 家庭・地域の教育力

近年、少子高齢化の進展や核家族化による生活スタイルの変容、地域住民のつながりの希薄化等に伴い、本来、身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが十分備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

平成26年4月に「鹿児島県家庭教育支援条例」が施行されたことを受けて、家庭は全ての教育の原点であり重要な役割を担うことを再認識し、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした「日常生活の中で、気持のよい生活の習慣化」、「親子でのふれあいと語らい」、「社会のルールやマナー」を柱とした家庭教育の在り方を学校や地域の人材を活用して、体験を通じた他人を思いやり善惡の判断等の倫理観を身に付けることが重要視されています。

また、地域社会を柱とする取組には、児童生徒の日常を見守り、家庭・行政における子育て支援や青少年の健全育成等への取組、大人や異年齢交流などを通じた様々な体験による人づくりがあります。

のことからも、家庭・地域・学校・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、家庭教育の自主性を尊重しつつ相互に協力しながら家庭や地域の教育力を高め、「チーム学校」として児童生徒を育していくことが求められています。

¹⁹ LD：学習障害のことであり、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態

第3章 鹿屋市教育大綱

鹿屋市教育大綱に定められた基本理念及び基本目標について、より具体的な教育施策の方向性を示したものが鹿屋市第2期教育振興基本計画となります。

1 基本理念

「未来を担う心豊かでたくましい人づくり」

変化の激しい21世紀では、他人と協調しながら、自立的に社会生活を送り、社会のために多様な個性を發揮し貢献できる人材育成が求められており、このことは、教育における最重要課題です。

そのため、学校教育や社会教育の充実を通して、家庭や地域社会全体の教育力を高めるとともに、児童・生徒の確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成や規範意識、社会性の涵養などを図り、郷土を愛し、協力しあい、未来を担う心豊かでたくましい人づくりを目指します。

2 基本目標

(1) 知・徳・体を調和的に育む教育の創造

教育の目的は「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とされています。

また、確かな学力とともに、規範意識や感性の育成などの豊かな心や体力や運動能力など、知・徳・体の調和のとれた教育が求められているところです。

本市の子どもたちの教育においても、心の教育の推進を重点に、確かな学力の向上、心の教育の推進、健康の保持増進、体力・運動能力の向上を大きな柱に据え、知・徳・体をバランスよく育む教育の創造に努めます。

また、アジア太平洋農村研修村、鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家等を有し、多くの留学生や外国人と交流する機会も多いという地域の特性を生かし、児童・生徒の英語力の向上及び国際感覚の育成に重点的に取り組みます。

(2) 創造性と豊かな心を育む人づくり

自ら学ぶ意欲と社会変化に主体的に対応できる、たくましく生きる人づくりが求められている中、子どもから高齢者まで、全ての市民が生涯にわたり継続して学習できる質の高い環境の提供に努め、心豊かな人間性を培う教育を推進します。

特に、学校教育に関しては、人口減少、少子化に伴う小規模校と大規模校の混在や複式学級の存在などの問題を見据えた学校教育環境の向上を図るとともに、地域、学校、家庭が一体となって、地域の教育力を生かして、子どもたちの個性を尊重しながら、豊かな人間性と生きる力を育む教育を進めます。

社会教育の面では、生涯各期にわたる幼児教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育を促進します。また、教育の原点である家庭教育においては、自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援を進めます。

文化振興の面では、地域の文化遺産、伝統芸能等の継承、文化活動の促進、文化財の保存・活用を進めます。

第4章 今後5年間に取り組むべき施策（基本計画）

1 本市教育施策の方向性

本市教育の取組における基本的な考え方を踏まえ、基本目標などの実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を次の8点に整理します。

I 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

変化の激しい時代を生きぬく子どもたちにとって、道徳教育や人権教育などの充実を通して、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」を育む教育を進めることが大切です。合わせて、それらの基礎となる「健康」や「たくましい体」を育むためには、食育をはじめとする健康教育の充実や体力・運動能力の向上を図るための取組も推進していきます。

II 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進

これからの中学生たちは、誰も予想できないほどの複雑で変化の激しい時代を生き抜いていきます。このような時代に対応するためには、基礎的な知識や技能に加えて、思考力や判断力及び表現力を身に付けさせることが大切です。これらの資質や能力が「確かな学力」です。また、時代が変わっても不変であるべき愛郷心や愛国心などの教育を重視しながら、時代の変化に応じた情報教育や環境教育及び国際理解教育なども積極的に推進していきます。

III 信頼される学校づくりの推進

学校においては、教育の目標が達成されるように、児童生徒の発達段階に応じて、組織的かつ体験的な教育を行っています。

学校がこの役割を十分に果たすためには、子どもたちに直接携わる教職員の資質向上や子どもたちが安心して安全に過ごせる学校づくりが重要です。また、それらの実践を保護者や地域との連携の下に推進するために、「開かれた学校」を目指すことが大切です。

IV 安全・安心な教育環境と教育活動の充実

学校において、変化の激しい社会を心豊かに、たくましく生きぬいていくための学校教育環境の基礎整備や安全・安心な教育環境の場の提供により、より一層の教育活動の場の充実を図る必要があります。

このようなことから、本市においては、「学校の活性化及び学校規模適正化」、「学校施設老朽化対策」、「学校給食の環境整備」を推進して、「将来を担う子どもたちの安全・安心な教育環境の整備」及び「教育活動の充実」を目指します。

V 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

本市では、「生涯学習基本構想」を策定し、市民の学習要求に即した多様な学習機会を提供するとともに、多くの人が学習活動に参加しやすい環境づくりに努め、市民の学んだ成果が適切に評価され、適時に生かせる体制を整備します。

また、市民が地域課題の解決に主体的に取り組む意識を涵養するとともに、そのための仕組みを整えます。

VI 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実

社会教育関係団体や学習グループ等のリーダーを育成し、活動内容の充実と活性化を図り、地域の教育力を高めるとともに、家庭教育を充実させ、地域と一体となった青少年健全育成に取り組みます。

VII 人権を尊重する平和な社会の実現

全ての市民が平和で人間として尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる地域社会の実現を目指します。

このため、人権教育活動の実施や積極的な人権問題に関する啓発、広報等を行い、人権に対する市民意識の高揚を図ります。

VIII 文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承

地域で育まれてきた文化遺産や伝統芸能等を地域の財産として次代に引き継ぐとともに、市民の自主的な文化活動を促進します。

このため、市民の心の豊かさや郷土への誇り意識の高揚を目指して、文化財の適正な管理・保存、活用を図り、また、市民が気軽に文化芸術活動ができる場の提供及び支援を行うとともに、市民に優れた文化芸術に触れる機会を提供し文化の香り高い心豊かなまちづくりを目指します。



2 具体的施策の方向性

《基本理念》

未来を担う心豊かでたくましい人づくり

《基本目標》

- 1 知・徳・体を調和的に育む教育の創造
- 2 創造性と豊かな心を育む人づくり

《教育施策の方向性》

I 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 道徳教育の充実 | (5) 読書活動の推進 |
| (2) 生徒指導の充実 | (6) 食育の推進 |
| (3) 人権教育の充実 | (7) 健康教育の充実 |
| (4) 体験活動の充実 | (8) 体力・運動能力の向上 |

II 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 確かな学力の向上 | (5) 環境教育の推進 |
| (2) 英語教育・国際理解教育の推進 | (6) キャリア教育の推進 |
| (3) 特別支援教育の推進 | (7) 郷土教育の充実 |
| (4) 情報教育の推進 | (8) 幼児教育の充実 |

III 信頼される学校づくりの推進

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 学校経営の充実 | (4) 安全・安心な学校づくり |
| (2) 教職員の資質向上 | |
| (3) 開かれた学校づくり | |

IV 安全・安心な教育環境と教育活動の充実

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 学校の活性化及び学校規模適正化の推進 | (3) 学校給食に係る環境整備の推進 |
| (2) 学校施設老朽化対策の推進 | (4) 市立高等学校の活性化 |

V 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 学習環境の整備 | (3) 学習推進体制の充実 |
| (2) 学習機会の充実 | |

VI 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 青少年健全育成への支援 | (3) 家庭教育の充実 |
| (2) 成人教育の充実 | |

VII 人権を尊重する平和な社会の実現

- | | |
|----------------|--|
| (1) 人権教育と啓発の推進 | |
|----------------|--|

VIII 文化的香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 文化芸術活動の促進と環境づくり | (2) 文化財の保存・活用・伝承 |
|---------------------|------------------|

3 具体的施策の展開

I 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

I-(1) 道徳教育の充実

【現状と課題】

- 道徳教育、とりわけ道徳の時間の指導の現状をめぐっては、これまでも様々な課題が繰り返し指摘され、その改善が強く求められており、文部科学省「道徳教育の充実に関する懇談会」の報告（平成25年12月）では、道徳教育の改善・充実の方策の一つとして、道徳の時間を、教育課程上「特別の教科道徳（仮称）として」位置付け、道徳教育の改善・充実を図ることが提言されました。
- 道徳教育を通じて育成される道徳性は、「豊かな心」はもちろん、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤ともなり、児童生徒一人一人の「生きる力」を根本で支えるものです。
- 児童生徒に豊かな情操や倫理観、規範意識、自他の生命の尊重、公共の精神、自尊感情や他者への思いやりなどを育む道徳教育の充実が学校教育の大きな課題となっています。
- 全国学力・学習状況調査¹における意識調査の中で、本市の児童生徒は規範意識に関する設問に対して、規則を守ると肯定的に回答した割合が9割を超え、全国平均とほとんどかわらないという結果が得られています。

【施策の方向性】

- 学習指導要領²の趣旨を踏まえ、郷土教育との関連を図りながら、自国の伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する国際性豊かな日本人の育成に向けた取組を積極的に推進します。
- 児童生徒の実態を踏まえ、学校段階や発達段階に応じた、教育活動全体での道徳教育の充実を図るとともに、道徳教育に対する教職員の指導力向上に努めます。
- 小学校平成30年度、中学校平成31年度から始まる道徳の教科化に向けた研究・実践に努めます。
- 児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域との連携を深め、社会全体で取り組むように努めます。

¹全国学力・学習状況調査：平成19年から日本全国の小中学校の最高学年（小学6年生、中学3年生）全員を対象として行われているテスト

²学習指導要領：小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校が各教科で教える内容を、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めたもの

【主な取組】

- 一人一人の児童生徒の心に響く道徳の授業づくりに向けた研修の充実に努めます。
- 全校的な指導体制の確立に努めます。
 - ・道徳教育の全体計画及び年間指導計画に基づく「道徳の時間」の充実
 - ・総合的な学習の時間及び特別活動等と関連させた特色ある教育活動の推進
- 毎月第2週を「鹿屋市道徳教育週間」と位置付け、道徳の授業を通した実践、特別活動、集会活動での指導等、全教育活動の中で道徳教育の充実に向けた取組を推進します。
- 校外における研修会の充実及び市内全ての学校で道徳校内研修を実施することにより、教職員の指導力向上を図ります。
- 道徳教育関連事業の充実を図り、児童生徒の人権意識や思いやり等の心情を育みます。
 - ・かのや未来創造プログラム「平和の花束」³の開催
 - ・鹿屋市子どもサミットの開催
- 道徳の教科化（小学校平成30年度から、中学校平成31年度から）への研究を進めます。
 - ・1単位時間ごとの「学習の展開」の位置付け、「考え・議論する授業」への授業改善
 - ・年間指導計画別葉の作成
- 毎学期初めの「いじめ問題を考える週間」における道徳の授業の充実を図り、思いやり等の心情を育みます。
- 各学校で「心の教育の日」を位置付け、児童生徒の心を育む取組を推進します。



³かのや未来創造プログラム「平和の花束」：平和や人権について考えることを目的に多くの特別攻撃隊が出撃していく鹿屋の地から平和のメッセージを発信するもの

I – (2) 生徒指導の充実

【現状と課題】

- 全ての児童生徒の人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるように、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して対応することが必要です。
- いじめ問題に関して、「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本市のいじめの認知件数は264件となっており、いじめ問題解消に向けて早期発見、早期解決に努める等、速やかな、組織としての対応が求められています。
- 不登校に関して、「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本市の不登校児童生徒数は119人となっており、不登校児童生徒の学校復帰に向けて、一人一人の様々な実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関が連携した取組を一層充実することが必要です。
- 情報通信機器等を使用した問題行動の未然防止に努めるとともに、適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要です。
- 平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、国、県、市、学校、保護者等が連携して、いじめ防止等に取り組むことが求められています。

【施策の方向性】

- 学校の生徒指導体制を充実し、全教職員が一体となった生徒指導に努めます。
- いじめ問題については、人権に関わる重大な問題と捉え、早期発見・早期対応のための学校、家庭、地域、関係機関との連携の強化を一層推進します。
- 学校いじめ防止基本方針に基づいた計画的かつ組織的な対応を図るとともに、生徒指導に関する教職員の資質向上に努めます。
- 不登校については、心の架け橋プロジェクト事業による総合的な相談体制の充実に努めるとともに、小・中・高等学校間の情報交換を活性化させ、未然防止のための取組の充実を図ります。
- インターネット等に関する問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに情報モラルに関する教育を推進します。

【主な取組】

- 心に届く生徒指導を推進します。
 - ・生徒指導に係る全校指導体制の確立
 - ・児童生徒一人一人の自己有用感及び自己肯定感の醸成
 - ・生徒指導における共通実践事項の設定
 - ・小中連携による情報交換と対応
 - ・児童会・生徒会活動の活性化（JRC活動の展開）
- 教職員の指導力向上を図ります。
 - ・市生活指導主任等研修会、市カウンセリング研修会、市生活指導研究協議会等の開催
- 「心の架け橋プロジェクト」事業によるいじめ問題や不登校問題への取組を推進します。
 - ・マイフレンド相談員・指導員（市単独）の配置
 - ・スクールカウンセラー配置事業（県事業）の実施
 - ・スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業（市単独）の実施
 - ・鹿屋市子どもサミットの開催
 - ・いじめによる重大事案に対応する「いじめ対策第三者委員会」の開催
- 家庭と連携した情報モラル教育についての取組を充実させます。
 - ・鹿屋市PTA連絡協議会と連携した取組
（「9時オフ」に基づいた家庭における情報モラル教育の推進）



I – (3) 人権教育の充実

【現状と課題】

- 全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠です。
- 人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じて、創意工夫して取り組む必要があります。
- 児童生徒の人権尊重の理解が知的理解にとどまらず、人権感覚を十分に身に付けさせることが大切です。また、全ての教職員が人権尊重の理念を十分に認識することが大切です。
- 人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性等について学び、人間尊重の精神を生活の中にいかしていくことが求められています。

【施策の方向性】

- 全ての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。
- 教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善を図ります。
- 学校、家庭、地域等において同和教育を始めとする人権教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 児童生徒の人権意識の醸成に努めます。
 - ・人権週間の取組の充実
 - ・「いじめ問題を考える週間」の取組
 - ・「鹿屋市子どもサミット」の開催
- 教職員の人権意識の高揚、指導力等を高める取組を推進します。
 - ・市人権同和教育研修会の開催
 - ・人権に関する校内研修の実施
 - ・特色ある人権教育の推進（星塚敬愛園、北朝鮮拉致被害者連絡会との連携）
- かのや未来創造プログラム「平和の花束」を通して、人権意識の高揚を図るとともに鹿屋から平和を願う思いを発信する取組を推進します。



I – (4) 体験活動の充実

【現状と課題】

- 本市は、大隅半島のほぼ中央に位置し、壮大な高隈山系、美しい海岸線等の大隅の豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統や文化、そして大隅青少年自然の家やアジア太平洋農村研修村、鹿屋体育大学等の地域資源を数多く有しています。
- 本市は農林水産業を基幹産業としており、市内各地で畜産や園芸、漁業など、多様な農林水産業が展開されており、これらの産業を体験学習等の教育活動に活かす食農教育⁴が、多くの学校で実施されています。
- 各学校においては、地域の自然、資源などをいかした、自然体験活動、勤労生産体験活動及び地域の伝統芸能等、特色ある多様な体験活動を教育課程に位置付けて実施しています。
- 「かのや学校応援団」の活用など保護者や地域の協力を得ながら、児童生徒が安心・安全に体験活動が実施できるような体制づくりを各学校で行っています。

【施策の方向性】

- 本市の多様で豊かな教育資源の一層の活用を図りながら、体験活動の教育課程への適切な位置付けと指導の充実と改善に努めます。
- 本市の特色を体験学習として積極的に教育活動に取り入れることで、郷土愛を育む教育を推進します。
- 児童生徒が主体的に取り組むための指導方法の工夫・改善に努めます。

【主な取組】

- 地域の特色をいかした伝統文化・伝統行事を受け継いでいく取組を推進します。
 - ・棒踊り、八月踊り、鉤引き祭り等
- 地域関係機関と連携した総合的な学習の時間の充実に努めます。
 - ・エコバスを活用した環境学習（浄水場、ごみ処理場等の見学）
 - ・特色ある教育活動の展開（ウミガメ放流、河川のごみ拾い、緑のカーテン等）
 - ・集団宿泊学習の実施
 - ・農業体験活動の展開
- 地域の様々な職場での体験を行うことで、地域の良さや進路について考える機会として中学校の職場体験活動を推進します。
- 青少年赤十字の理念である「気付き」「考え」「行動する」の考えを学校教育の中に取り入れ、JRC活動⁵等のボランティア活動を推進します。
- 児童生徒のより良い学習環境づくり並びに学校及び地域の活性化を図るため、「かのや学校応援団事業」と連携し、地域人材を積極的に活用します。

⁴食農教育：「食」と、それを生み出す「農」について、体験し、学ぶこと。

⁵JRC活動：JRCはJunior Red Crossの略で、青少年赤十字活動のこと。

I – (5) 読書活動の推進

【現状と課題】

- 読書は、子どもが言葉を学び、豊かな感性や情緒の基盤を育む上で欠くことのできない重要な活動で、「鹿屋市子ども読書活動推進計画⁶」を基に、家庭、学校、地域ぐるみの読書活動を推進しています。
- 学校における朝読書の実施、市立図書館における「ほたる号⁷」での各学校、地域への図書貸出し、親子読書会、読書グループによる読み聞かせ等、子ども読書活動の充実のため、家庭、地域、学校等での取組が行われています。
- 平成27年度全国学力学習状況調査から本市の児童生徒の読書量、読書時間は、小学生が全国並、中学生が全国よりやや多い傾向がみられます。

【施策の方向性】

- 家庭、地域、学校等で、子どもが読書に親しむ機会づくり及び読書環境の整備・充実に努めます。
- 子どもの読書活動に関する保護者や市民の関心を高めるとともに、家庭、地域、学校等が連携し、地域全体での取組を推進します。

【主な取組】

- 学校図書館を活用した読書活動を推進します。
 - ・読書時間の確保（朝読書の推進）
 - ・教師の指導力の向上
 - ・学校司書の資質向上
 - ・学校図書の充実と活用促進
- 家庭、地域との連携した子ども読書活動を推進します。
 - ・地域の読書活動グループとの連携
 - ・市立図書館との連携（ほたる号）
 - ・朝読み・夕読み運動の推進
- 「鹿屋市子ども読書活動推進計画」を着実に推進するために、関係教育機関・団体等への周知を図ります。



⁶鹿屋市子ども読書活動推進計画：子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定に基づき策定した計画

⁷ほたる号：図書館を利用しにくい地域の市民のために市内を巡回して図書館サービスを提供する移動図書館車

I – (6) 食育の推進

【現状と課題】

- 児童生徒が、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいくためにも、学校において、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが重要です。
- 平成17年に制定された食育基本法では、「食育を生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。」と規定されています。
- 本市においても、同法に基づき、「かのや『食』と『農』交流推進計画⁸」を策定し、生産者・消費者、農林水産関係者、学校関係者、行政機関等が一体となり、食育の推進に取り組んでいます。

【施策の方向性】

- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域社会の連携を図ります。
- 「かのや『食』と『農』交流推進計画」に沿って、関係部局と連携し、子どもたちへの健康で豊かな食生活の普及と食育の推進に努めます。

【主な取組】

- 学校教育活動全体を通した「食に関する指導」を推進します。
 - ・「食に関する指導」の全体計画や年間指導計画の見直し
 - ・栄養教諭と連携、協力した食に関する指導の充実
 - ・食に関する地域人材（生産者）の積極的活用
- 学校給食担当者会の充実を図ります。
 - ・市学校給食担当者会、南部学校給食センター給食担当者会、学校給食調理従事者等研修会の充実
 - ・職員研修等での共通理解の下、食育推進体制（全校体制で指導）の整備
- 学校、家庭、地域社会の連携を図った食育を推進します。
 - ・日常生活での実戦に向けた家庭への働きかけや啓発による家庭での食育の充実
 - ・地域人材（生産者）等の積極的な活用による食に関する指導の充実
 - ・食に関する個別的な相談指導（食物アレルギー、瘦身、肥満、偏食等）の充実
- 農業体験、漁業体験等の食に関する体験活動の充実を図ります。

⁸かのや「食」と「農」交流推進計画：「食」に関する取組を一体的に整理したもので、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画

I-(7) 健康教育の充実

【現状と課題】

- 近年、性に関する問題行動、喫煙、飲酒、薬物乱用等、児童生徒の健康課題が多様化しており、児童生徒自身が健康増進に必要な知識、能力、態度を身に付けることにより、生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、学校における健康教育の充実を図ることが必要です。
- 多様化する児童生徒の健康課題の解決には、社会全体で取り組むことが必要であり、学校、家庭、地域の連携が不可欠です。特に、歯・口の健康づくりや肥満傾向にある児童生徒の増加が大きな課題となっています。

【施策の方向性】

- 学校の実態や発達段階に応じた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を全ての教職員で推進するための組織体制の充実に努めます。
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関との緊密な連携を図ります。

【主な取組】

- 児童生徒の健康教育の推進に努めます。
 - ・薬物乱用防止教育、歯科指導、食に関する指導の充実
 - ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導や性に関する指導等における全体計画や年間指導計画、職員研修の充実
- 学校保健活動の充実に努めます。
 - ・教職員の組織体制の充実
 - ・児童生徒及び教職員の健康診断等の充実
 - ・市養護教諭研修の充実
- 学校、家庭、地域、市医師会等関係機関との緊密な連携に努めます。
 - ・各学校における校医等の参加の学校保健委員会の充実
 - ・市学校保健会の活動の推進
 - ・歯科指導(歯科医師会との連携)や肥満度調査を基にした親子健康教室(医師会との連携)の充実



I – (8) 体力・運動能力の向上

【現状と課題】

- 児童生徒の「体力・運動能力」は、昭和60年頃をピークに、その後、低下傾向でしたが、平成元年以降は横ばいとなり、平成20年代に入り緩やかな改善傾向が見られます。
- 本市の現状は、本県の平均と比較すると、やや劣る状況にありましたが、平成26年度から改善傾向が見られ、平成27年度は県平均を上回る項目が多く見られます（小学校67.2%、中学校59.4%）。調査項目別では、長座体前屈や立ち幅跳び等は上回っていますが、握力や反復横跳び等は下回っています。
- 本市の体力低下の原因の一部としては、外遊びを含めた運動時間の減少、運動の軽視、都市化・生活の利便化等の生活環境の変化、睡眠や食生活の子どもの生活習慣の乱れといった様々な要因が絡み合い、結果として子どもの体を動かす機会が減少しています。
- 子どもの体力低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下、社会全体の活力低下の事態を招くことが危惧されます。

【施策の方向性】

- 学校ごとに運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、現状と課題を明確にするとともに、体力の向上のための具体策や改善策を全校体制で実践します。
- 東京オリンピック・パラリンピックや鹿児島国体に向け、興味・関心を高めるとともに、児童生徒の競技力向上の基盤となる気力・体力向上を推進します。
- 学校、行政、保護者・地域が連携して、子どもが積極的に外遊びや運動・スポーツに親しむ習慣の育成を図ります。また、子どもの発達段階に応じた競技力の向上を図り、マイスポーツの獲得を目指します。
- 保健体育の目標である「心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる。」の趣旨を踏まえた授業の実践に努めます。
- 研究授業、職員研修、各種研修会等の充実を図り、教職員の指導力の向上に努めます。

【主な取組】

- 諸調査に基づく体力向上策を推進します。
 - ・体力・運動能力調査の実施（小2・4・5・6・中1・2）
- 児童生徒の体力向上を図るための事業や行事等を実施します。
 - ・「たくましいかごしまっ子育成推進プラン⁹」の充実
 - ・「チャレンジかごしま¹⁰」の推進
 - ・体育的行事の充実
- 教職員の指導力向上に向けた研修会等の充実を図ります。
 - ・市体育主任会の充実（研究授業や研究発表の実施）
 - ・教科体育授業の充実（体育に係る研究授業と職員研修の実施）
 - ・「種目の特性に触れ、運動時間（活動量）の十分な確保を図った」授業の実践
- 鹿屋体育大学と連携した取組を推進します。
 - ・平成28年～平成30年度研究協力校（花岡小・吾平中）・大学院への現職教員派遣等
- 県教委と連携し「たくましいかごしまっ子育成推進校」の研究を推進します。

⁹たくましいかごしまっ子育成推進プラン：県内全ての小中学校で策定している、児童生徒の体力向上に係るグランドデザイン

¹⁰チャレンジかごしま：児童生徒の体力向上のため、小中の学級単位や授業で馬跳び縄跳び等の取組を行うこと。

II 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進

II-(1) 確かな学力の向上

【現状と課題】

- これからの中学生は、将来の変化を予測することが困難な社会になります。そんな次代を生きる子どもたちには、社会の変化に主体的に向き合い、意欲をもち、蓄積された知識を基に、主体的に判断し、自ら問いを立てて解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められています。
- 学校は社会への準備段階であると同時に、学校そのものが一つの社会です。子どもたちにはお互いに認め合い、支え合う支持的な風土を創り出していく経験が必要です。また、その支持的な風土が、学力を高めていく基盤になります。
- 次代を生きる子どもたちに必要とされる、思考力・判断力・表現力を始めとする資質・能力を育んでいく教育が求められています。
- 近年の全国学力・学習状況調査や鹿児島県学習定着度調査、標準学力検査等の諸検査の結果から、本市の子どもたちには、基礎的・基本的な内容の確実な定着が求められると同時に、思考力・判断力・表現力のより一層の育成が求められています。

【施策の方向性】

- 学力を向上させる基盤となる認め合い、支え合う学習集団づくりを推進します。
- 次代を担う子どもたちを育てるための教育の在り方について教職員が学ぶことが大切になります。校内外の研修体制を整え、教師力の向上を図っていきます。
- 諸調査・検査の分析を基に、子どもたちの実態を確かめながら教育の改善を図っていきます。



【主な取組】

- 認め合う学習集団づくり（学習の基盤づくり）に取り組みます。
 - ・自己有用感・自己肯定感の醸成
 - ・学業指導のルールづくり
 - ・「学校楽しいーと」の活用（県総合教育センター）
- 学校力・組織力の向上に取り組みます。
 - ・共通実践事項への取組
 - ・管理職研修会の充実
 - ・小中連携教育の推進（小中一貫教育推進事業）
 - ・校内研修活性化のための指導・助言
- 教師力向上に取り組みます。
 - ・かのや学力向上プロジェクト
 - ・先進校派遣研修
 - ・授業力アップセミナー（教育講演会）
 - ・教科指導力向上研修会
 - ・市研究協力校研究公開
 - ・I C T（教育機器）活用による指導法改善
 - ・使命感と意欲の向上
- 諸調査・検査の分析・活用に取り組みます。
 - ・全国学力・学習状況調査、県学習定着度調査の活用
 - ・標準学力検査（N R T）の活用
- 英語教育の推進に取り組みます。〔次頁〕
- 研究推進のための環境整備についての研究に取り組みます。



II-(2) 英語教育・国際理解教育の推進

【現状と課題】

- グローバル化が進む国際社会において、日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力の基礎を培うため、国際理解教育を推進することは重要です。
- 本市はアジア太平洋農村研修村（研修センター【KAPIC】・民族館）、鹿屋体育大学等を有し、留学生や外国人と交流を市内の小中高等学校において取り組んでいます。
- 本市では外国語指導助手（ALT）を雇用し、市内の各小中学校及び市立高等学校に計画的に派遣し、異文化交流や体験、生きた英語指導の充実を図っています。
- 平成17年度から教育課程特例校の認定を受け、小学校における早期英語教育を進めています。
- 本市の小学校英語教育ガイドブックや指導計画を活用して指導を充実させるために転入小学校教諭への研修会や中学校校区ごとの小中合同の研修会を実施しています。
- グローバル化に対応した英語教育改革実施計画（文科省：H25.12.13）に基づいた英語教育を推進し、平成27年度から、「英語教育強化地域拠点事業¹¹」の指定を受け、小学校における英語教育の拡充強化、高度化等、小中高等学校を通じた英語教育全体の充実について3か年計画で研究を進めています。

【施策の方向性】

- 小学校英語教育の充実、更に小中高等学校との円滑な接続により、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、グローバル社会で求められるコミュニケーション能力を育むことを目指し、グローバル化に対応した人材の育成に努めます。
- 本市の特性をいかしながら地域や関係機関との連携を図り、グローバル社会において、活躍できる人材を育むことを目指し、国際理解教育を推進します。

【主な取組】

- 英語を通じて、児童生徒の積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度やコミュニケーション能力の育成を図る「かのや英語力向上プロジェクト」に取り組みます。
 - ・英語教育強化地域拠点事業
 - ・教育課程特例校の推進
 - ・イングリッシュキャンプ（再掲）
 - ・イングリッシュチャレンジ事業
 - ・中学生英語暗唱弁論大会
 - ・中学生海外派遣研修
 - ・外国語指導助手（ALT）の活用（再掲）
- 地域の人材や関係機関等と連携した国際理解教育の充実を図ります。
 - ・外国語指導助手（ALT）の活用
 - ・国際交流員（CIR）¹²の活用
 - ・KAPICとの連携によるイングリッシュキャンプの実施

¹¹英語教育強化地域拠点事業：小学校において英語教育が早期に実施された場合の教育課程の在り方及び中学校・高等学校への円滑な移行と中学校・高等学校における教育目標・内容の高度化等、各学校段階を俯瞰した系統性のある教育課程を研究する事業

¹²国際交流員（CIR）：地域レベルの国際交流推進を図るために招致した外国人の青年で、公用文の翻訳、通訳等、異文化理解のための交流活動などを行っている。

II-(3) 特別支援教育の推進

【現状と課題】

- 特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、適切な就学指導のもと、一貫した支援体制づくりが必要です。
- 小・中学校において、特別支援学級に入級したり、通級指導教室に通級したりする児童生徒も増加傾向にあり、その指導の充実を図っていく必要があります。また、通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒も増加しており、特別支援教育支援員のニーズが高まっています。
- さらに、障害のある児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援の充実を図ることができるよう、養護学校や関係機関との連携が不可欠です。

【施策の方向性】

- 障害のある幼児・児童・生徒に対する正しい理解と認識を図り、早期からの適切な就学指導及びその後の一貫した支援体制の整備に努めます。
- 小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する指導・支援体制の整備に努めます。
- 養護学校等や関係機関との連携及び教職員等の指導力向上に努めます。

【主な取組】

- 早期からの適切な就学指導及びその後の一貫した支援体制の整備を図ります。
 - ・各学校における校内特別支援委員会及び校内就学指導委員会の充実
 - ・市就学医学、心理学教育相談及び市就学指導委員会の充実
 - ・関係機関との連携強化
- 障害のある児童生徒に対する指導・支援体制の整備を図ります。
 - ・特別支援学級の配置及び通級指導教室の設置・充実
 - ・特別支援教育支援員の配置
 - ・市特別支援教育研究会の活動の推進（市なかよし運動会・市なかよし一日遠足等）
- 養護学校や関係機関との連携及び教職員等の指導力向上に努めます。
 - ・市特別支援学級担当者研修会の充実
 - ・市通級指導教室担当者連絡会等の充実
 - ・特別支援教育支援員の適切な配置と研修会の充実
 - ・養護学校等における巡回相談の積極的な活用
 - ・各学校における特別支援教育に関する校内研修の充実
 - ・病院、療育、発達支援センター等との連携

II-(4) 情報教育の推進

【現状と課題】

- 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力（情報リテラシー¹³⁾）を育むとともに、情報モラルの育成、情報安全教育の充実が求められています。
- 「平成25年度の学校における教育の情報化の実態に関する調査」（文部科学省）によると、本市の教職員のICT活用指導力は、概ね全国平均を上回っていますが、国がIT新改革戦略において目標としている100パーセントの達成には、更なる研修の充実が必要です。
- 小中学生や高校生の携帯電話、スマートフォン等の普及率が急速に高まりつつあり、ネット依存や情報モラル等について早期から体系的な指導を充実させる必要があります。

【施策の方向性】

- 教科指導等において、教師の説明や児童生徒による発表の際にICT機器を効果的に活用し、確かな学力の育成に努めます。
- 情報化社会において、適正な活動を行うための基になる人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 年間計画に基づいて児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。
 - ・情報リテラシーの充実
 - ・情報モラル教育の充実
 - ・鹿屋市PTA連絡協議会で宣言された「9時オフ」に基づいた情報モラル教育の充実と家庭への指導要請
- 教職員のICT活用能力の育成に努めます。
 - ・かのやICT教育推進事業の推進
 - ・鹿屋市ICTモデル校による研究推進
 - ・各学校におけるICT機器の整備
 - ・ICT活用担当者研修会の実施
 - ・教員や保護者への情報モラルの普及啓発



¹³⁾情報リテラシー：情報（information）と識字（literacy）を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力

II-(5) 環境教育の推進

【現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類にとって喫緊の課題であり、農林水産業が盛んな本市にとって環境保全は重要な問題であります。また、教育基本法の中で、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」が規定されています。
- 本市では、環境問題解決に自ら進んで取り組む人材の育成を図るために、「エコバス」などの事業を取り入れ、環境教育の推進のための条件整備を進めています。
- 環境教育については、小・中・高等学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間等で、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、全ての小・中・高等学校で、体験的な活動を取り入れています。

【施策の方向性】

- 環境教育に関する知識だけでなく、環境を守る主体として実践的に環境問題に関わる態度を育てます。

【主な取組】

- 地域関係機関と連携した総合的な学習の時間の充実に努めます。
 - ・エコバスを活用した環境学習（浄水場、ごみ処理場等の見学）
 - ・特色ある教育活動の展開（ウミガメ放流、河川のごみ拾い、緑のカーテン等）
- 科学のおもしろさや環境に対する興味・関心の高揚を図るため、小中理科部会を充実し、理科作品展、科学の祭典等の取組を推進します。



II-(6) キャリア教育の推進

【現状と課題】

- 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、学業の必要性や意義を実感し、自分の生き方や在り方と結びつけて考えるとともに、「社会的・職業的自立」に向か、必要な基盤となる能力や態度を発達段階に応じて育成することが必要です。
- 各学校では講演会等を実施し、自分の生き方について考える機会を設けています。さらに、選挙の制度や租税の仕組み等についての出前授業等の実施を通して企業や関係機関との連携を図る必要があります。
- 学校単位での職場体験・インターンシップ¹⁴は全ての公立中・高等学校において実施されていますが、実施する際の事前・事後の学習を充実させ、「学び」と「実社会」の結びつきを強める必要があります。

【施策の方向性】

- 小・中・高において、各教科・領域等、全ての教育活動の中で、それぞれの発達段階に応じたキャリア教育¹⁵を推進します。
- 各学校においては、全ての教育活動をキャリア教育の視点に立って見直し、全職員がキャリア教育の意義を共通理解し、学校全体で組織的にキャリア教育を推進します。
- キャリア教育の推進のために、家庭、地域（企業・事業所）、関係機関等との連携を図り、地域ぐるみでキャリア教育を進めていく気風を高めます。

【主な取組】

- 発達の段階に応じたキャリア教育の取組を推進します。
 - ・小中連携教育の推進（9年間のカリキュラムづくり）
 - ・地域を巻き込んだ職業講話、職場見学、職場体験学習
 - ・スタートカリキュラムの作成
- 教職員の指導力向上を図ります。
 - ・組織的なキャリア教育の推進　・鹿屋市小中学校キャリア教育研修会の実施
- 関係機関と連携した主権者教育・租税教育の取組を推進します。



¹⁴ インターンシップ：学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度

¹⁵ キャリア教育：望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

II-(7) 郷土教育の充実

【現状と課題】

- 地域で守り育まれてきた伝統と文化に誇りを持たせ、そのよさを継承・発展させるとともに、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、他国の文化や歴史を尊重し、国際社会の発展と平和に貢献する態度を養うために、郷土教育の推進が重要です。
- 全ての小・中学校で「郷土教育の全体計画」が策定され、地域や学校の特色を活かした教育活動がなされています。
- 少子高齢化や過疎化等により、これまで継承してきた伝統芸能や地域の伝行事等を受け継ぐ取組を続けることが難しくなっています。

【施策の方向性】

- 各学校において、地域の芸能や農業等を体験する活動や、先人の足跡から学ぶ活動などの充実を図り、地域や関係機関等との連携を図りながら、誇りを持って鹿屋市の伝統や文化の豊かさを伝えられる人材の育成に努めます。
- 児童生徒が地域や郷土の文化に触れる機会をとらえて、各地域にある歴史民族資料館等の施設の活用を促進しながら、広がりと深まりのある郷土教育の推進を図ります。
- 郷土に誇りを持ち、次世代を担う子どもたちを育てるために、教職員が本市の文化、歴史、伝統等についての理解を深め、確かな教育実践がなされるように、郷土に関する研修を通して資質向上を図ります。

【主な取組】

- 伝統文化、農業体験等、地域と連携した郷土の特色をいかした取組を推進します。
- かのや未来創造プログラム「平和の花束」を通して、郷土の歴史を再認識し、鹿屋から平和を願う心を発信する取組を推進します。
- 地域関係機関と連携した総合的な学習の時間の充実に努めます。
 - ・エコバスを活用した環境学習（浄水場、ごみ処理場等の見学）
 - ・特色ある教育活動の展開（ウミガメ放流、河川のごみ拾い、緑のカーテン等）
 - ・集団宿泊学習等の充実
- 鹿児島の歴史や文化を知ることができるかごしまジュニア検定¹⁶への積極的な参加を推進します。
- 教職員を対象とした郷土教育研修会、大隅・鹿屋のフィールドワークを実施します。

¹⁶かごしまジュニア検定：県内の小学5年生から中学2年生までを対象に鹿児島の歴史や文化等を知ることの楽しさに触れ、その成果を実感することができるよう鹿児島商工会議所が主催して行われる。

II-(8) 幼児教育の充実

【現状と課題】

- 幼稚園指導要領と保育所指針が、平成21年度から施行され、各幼稚園・保育所では、改訂の趣旨に沿った教育・保育の充実に取り組んでいます。また、認定こども園法¹⁷の改正を受け、幼保連携型認定こども園¹⁸教育・保育要領が平成27年度から施行されています。
- 少子化、情報化や共働き世帯の増加等、社会状況が変化する中で、保護者が子育てに対する不安やストレスを解消し、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい成長を実現できるような子育て支援が求められています。
- 園児が小学校生活にスムーズに移行できるように、幼稚園・保育園と小学校との連携がこれまで以上に求められています。

【施策の方向性】

- 幼稚園、保育所、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）がそれぞれの特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係機関との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- 園児の実態を適切に把握することで、就学相談・教育相談の充実に努めます。
- 幼稚園等、家庭、地域の連携により、子育て支援に係る取組を推進します。

【主な取組】

- アプローチカリキュラム¹⁹及びスタートカリキュラム²⁰を作成し、各小学校区での幼小保連絡会等で活用します。
- 小学校入学に備えて、児童の心身の健康状態を把握し、適切な就学指導に活かすための就学時健康診断の充実に努めます。
- 児童の心身の健康状態を医学・心理面から診断し、適切な就学指導に活かします。
- 子育て支援課等の関係機関と連携を図りながら、より良い家庭環境づくりに努めます。

¹⁷認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の通称であり、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする法律

¹⁸幼保連携型認定こども園：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運用を行うことにより、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する施設

¹⁹アプローチカリキュラム：就学前の児童がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する幼児期の教育終了前のカリキュラム

²⁰スタートカリキュラム：小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していくように編成した第1学年入学当初のカリキュラム

III 信頼される学校づくりの推進

III-(1) 学校経営の充実

【現状と課題】

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び各学校の校長の権限と責任の下で行われています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならず、そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンの下、指導力を発揮することが求められています。
- 管理職の資質向上を図るため、年間を通じて計画的に行われる管理職研修会のほか、県や教育事務所単位で行われる新任・経験者研修会、地区管理職研修会等を実施しています。
- きめ細かな指導や特色ある教育の展開を支援するために、特別支援教育支援員、英語指導講師等の配置に努めています。
- 教職員による学校の自己評価及び保護者による学校関係者評価²¹の結果を踏まえた学校運営の改善を図ることが求められています。
- 学校事務の適正化及び効率化を進め、学校運営を支援するため学校事務の共同実施に取り組んでいます。

【施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るために必要な取組の更なる充実を図ります。
- 学校の組織体制や指導体制の充実を図るため、研修の充実と活性化を図ります。

【主な取組】

- 自己申告書に基づく教育長面談、教育委員との面談等を通して、管理職の資質・能力の向上に努めます。
- 管理職研修会の充実を図り、管理職の資質・能力の向上に努めます。
- 各学校で共通実践事項を設定し、徹底を図っていくことで、学校教育目標の具現化を図ります。
- 教務主任等研修会、教科指導力向上研修会等の充実を図り、組織体制及び指導体制の工夫・改善を図ります。
- 合同訪問、市教委計画訪問、指導主事訪問等を通して、学校の課題解決に向けた取組の充実を図ります。
- 小中一貫教育のモデル指定校を中心に研究を進め、成果を還元していくことで、小中連携教育を推進します。

²¹ 学校関係者評価：地域住民、保護者、学校評議員等の学校の関係者が、学校の教育活動等の自己評価結果について行う評価

- コミュニティ・スクール²²（学校運営協議会制度）（吾平小学校及び輝北中学校）において、各地域の特色をいかした教育活動の更なる充実を図るとともに、コミュニティ・スクールの拡充に向けた研究を進めます。
- 各学校の教育課題解決に向けて土曜授業を位置付けるとともに、その実施内容、方法等の充実を図ります。
- 青少年赤十字の理念である「気付き」「考え」「行動する」の考えを学校教育の中に取り入れ、JRC活動等ボランティア活動を推進します。



²² コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域の皆さんとがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

III-(2) 教職員の資質向上

【現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力の定着はじめ、思考力、表現力、判断力を身に付けるとともに、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」やそれぞれの個性や能力を伸ばす教育が行われるよう教育者としての使命感や責任感、教育の専門職としての確かな力量等、教職員の資質能力の更なる向上が求められています。
- 教職員の資質向上を図るために、管理職、教科や担当、臨時の任用者等の職務別研修、先進地視察や国内研修、民間企業等派遣研修等、教職員の希望に応じて受講できる研修を実施しています。

【施策の方向性】

- 教職員研修内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 優れた人材の育成に努めるとともに、教職員の人事評価の一層の充実等により、適切な服務監督に努めます。

【主な取組】

- 経験者研修、教科指導力向上研修会等、教職員研修会を充実させ、教職員の指導力の向上を図ります。
- 先進校に教職員を派遣し研修を行うことで、授業力向上及び教職員としての意識高揚を図ります。
- 民間企業等に教職員を派遣することで、人として、教職員としての資質・能力の向上を図ります。
- 教職員人事評価制度を充実させ、教職員の意欲、資質・能力等の向上に向けた指導の充実を行います。
- 校外で行われる各種研修会へ積極的に参加を促すことで、教職員の資質・能力の向上を図ります。
- 研究協力校への研究充実に向けた指導・助言を行うとともに、研究の成果等を公開・還元することで教職員の授業力向上を図ります。
- 教育論文への応募に係る指導
授業等の実践・取組をまとめる教育論文への応募に係る指導を行うことで、教職員の資質・能力の向上を図ります。
- 年間指導計画等に基づき、教育公務員としての使命感及び職責感を高める本質的な服務指導を徹底します。

III-(3) 開かれた学校づくり

【現状と課題】

- 教職員による学校評価及び保護者等による学校関係者の実施・公表による開かれた学校づくりの推進が求められています。
- 学校評価、学校関係者評価の実施率及び努力義務であるその結果の公表は、小・中・高等学校とも100パーセントです。
- 全国的に保護者や地域住民が学校運営に参画する地域とともにある学校づくりが推進されており、平成27年4月現在で、2,389校のコミュニティ・スクールが指定されています。
- 本市では、平成25年度から吾平小学校と輝北中学校をコミュニティ・スクールとして指定し実践・研究を行ってきています。

【施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のP D C Aサイクル（計画・実践・検証・改善）の確立に努めます。
- 保護者、地域住民等の意向を学校運営に反映させるための体制を充実させ、学校運営の工夫・改善に努めます。
- 各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。

【主な取組】

- 学校評価に基づく学校評議委員会、学校関係者評価委員会等の協議を通して、信頼される学校づくりに向けた取組を推進します。
- 地域と連携した特色をいかした教育活動の充実を図ります。
 - ・小中一貫教育の推進
 - ・コミュニティ・スクールの拡充
 - ・かのや学校応援団事業等の取組
- 学校運営の状況についての積極的な情報発信を行います。
 - ・ホームページ、市広報、マスコミ等
- 11月1日から7日までのかごしまの教育「県民週間」において、各学校及び地域の特色を活かした教育活動を推進します。

III-(4) 安全・安心な学校づくり

【現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震等の災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。
- 近年、学校や通学路での児童生徒に関する事件・事故が発生しています。児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。
- 経済的な理由により就学困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の就学援助を実施していますが、援助を受ける生徒は、年々増加する傾向にあります。

【施策の方向性】

- 警察等関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制の整備を推進します。
- 安全・安心な学校施設・設備等、学校教育環境の整備に努めます。
- 経済的理由により、就学の道が閉ざされることのないよう、必要な支援を推進します。

【主な取組】

- 関係機関と連携を図りながら、危険予知能力の育成（K Y T²³指導）、避難訓練、防災訓練等を計画的に実施し、安全教育を推進します。
- 安全点検の実施、点検後の速やかな改善等を行うなど、学校事故防止に向けた学校教育環境の整備を進めます。
- 各学校の危機管理マニュアルの見直しを実施するとともに、十分な活用が図れるように努めます。
- 通学路推進会議、防犯ボランティア研修会、スクールガードリーダー²⁴研修会等の安全に関する研修会を充実させ、危機管理意識の高揚を図ります。
- 学校給食センター、保健所等の関係機関と連携を図り、食物アレルギーに関する危機管理マニュアルに基づく教職員の危機管理意識を高揚させ、児童生徒の食の安全に関する指導を充実します。

²³ K Y T：危険（Kiken）、予知（Yochi）、トレーニング（Training）の略

²⁴ スクールガードリーダー：学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者

IV 安全・安心な教育環境と教育活動の充実

IV-(1) 学校の活性化及び学校規模適正化の推進

【現状と課題】

- 本市の児童生徒数は、昭和37年5月の26,201人をピークに年々減少してきており、平成19年は10,064人、平成27年は9,501人と減少しています。しかしながら、今後5年間は微増傾向にあり、平成31年には約9,800人程度となると予測されています。
- 本市の学校規模は、平成19年度には、全小・中学校46校のうち、34校が学級数11学級以下の規模であり、小規模化が進んでいる状況でした。
- このような中、学級編制が複式学級制に至っていた小学校10校のうち、特に児童生徒数の減少傾向が顕著となっていた、輝北地区、花岡地区、吾平地区、高須・浜田地区において、保護者や地域の理解と協力を得ながら、小・中学校の再編に取り組み、その結果、学級数が11学級以下の学校数は、平成27年度で26校と改善されたところです。
- 一方で若年層の市内中心部への人口流入等による児童生徒数の増加から、一部の学校で教室数が不足するなど教育活動に支障を来している状況にあります。
- 以上のことと踏まえ、学校再編の基本的な考え方をまとめた「鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針²⁵」、これに基づき具体的な再編パターン等を示した「鹿屋市学校再編実施計画書²⁶」を策定するとともに、平成25年度には地域の実情を踏まえ、計画書の一部見直しを行いながら学校再編を推進してきたところです。

【施策の方向性】

- 「鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針」及び「鹿屋市学校再編実施計画書」に基づき、次のことを基本に、教育環境の充実を図ります。
 - 児童生徒にとって望ましい学習集団を形成し、より良い学習環境を創造します。
 - 地域における学校の役割、通学距離、安全確保に十分配慮し、保護者や地域住民の理解や協力を得ることとします。
- 併せて市内中心部における児童生徒数の増加に対応するため、児童生徒数予測調査等に基づき、計画的な教育環境の整備を図ります。

【主な取組】

- 鹿屋市の将来を担う子どもたちに、より良い教育環境を整備するという基本的な考え方を第一に教育的視点に立って、地域の実情を踏まえた学校再編に取り組みます。
- 鹿屋市内中心部の児童生徒数の増加に伴う教室数不足等を解消するため、将来の児童生徒数を見据え、教育環境の整備に取り組みます。
- 行政・学校・地域等が一体となった教育環境の整備を推進するため、今後の学校再編等の取組内容は、ホームページ、市広報等を通して、積極的に情報提供を行います。

²⁵ 鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針：本市の小・中学校の現状、学校規模適正化の必要性、今後の学校づくりなど小・中学校の適正配置及び適正規模の在り方についての基本的な考え方、留意点等をまとめたもの

²⁶ 鹿屋市学校再編実施計画書：鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針に基づく学校再編を具体的に進めるため、再編する学校名、再編目標年度等、個別の再編パターンを盛り込んだ実施計画書

IV-(2) 学校施設老朽化等対策の推進

【現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒が日常的に使用する学習・生活の場であるとともに、災害時においては、地域住民の避難所としての機能を果たすなど、重要な役割を担っています。
- 本市の小中学校は、平成27年度までに全ての耐震化工事が終了しています。
- 学校施設は、築後40年以上経過したもので未改修の校舎等が約2割を占めるなど、老朽化対策は、安全・安心な教育環境を整備する観点からも課題となっています。

【施策の方向性】

- 「鹿屋市学校再編実施計画」、平成27年度に策定される「鹿屋市公共施設等総合管理計画」等と整合性を図りながら、計画的に学校施設の老朽化等対策を推進します。
- I C T環境の整備、特別支援教育の推進等、社会状況の変化、多様な学習活動等に対応した学校施設の質的な整備を推進します。

【主な取組】

- 改修工事により安全性の向上、老朽化対策、空調化、L E D化、I C T環境の整備等を行い、教育環境の充実を図ります。



IV-(3) 学校給食に係る環境整備の推進

【現状と課題】

- 本市の学校給食は、小・中学校36校中、32校が共同調理場方式、4校が単独調理場方式となっています。
- 南部学校給食センター²⁷を除く多くの調理場は、施設の老朽化や設備の劣化が進んでおり、修繕費等の負担が今後ますます増加することが懸念されます。また、衛生管理基準に合致するよう工夫して運用していますが、最適な環境づくりが求められています。
- 物資購入計画に基づき、地元産食材を購入し、食の安全確認に取り組んでいますが、より一層の地産地消や食の安全確認を行う必要があります。

【施策の方向性】

- 平成20年5月に策定した「鹿屋市学校給食共同調理場整備実施計画²⁸」の方向性に基づき、施設の老朽化や衛生管理基準等に対応するため、(仮称) 北部学校給食センターの開設を目指します。
- 地元産食材の積極的な活用を今後も推進し、地産地消、食の安全に努めます。

【主な取組】

- (仮称) 北部学校給食センターについては、公民連携事業手法による施設整備や管理運営を研究し、効率的で効果的な整備を行います。
- 学校給食における安定的な物資調達と安全安心を確保し、併せて農水産業の振興に資するため、関係機関との連携を図り地産地消の取組を更に強化します。
- 栄養バランスのとれた豊かな学校給食を提供し、望ましい食習慣を形成するために食育の更なる充実に努めます。



²⁷ 南部学校給食センター：市内の22小・中学校に学校給食を提供する鹿屋市立南部学校給食センターが、平成22年9月2日に稼働を開始しました。

²⁸ 鹿屋市学校給食共同調理場整備実施計画：新たな共同調理場の整備を中心とした学校給食制度改革を確実かつ迅速に推進し、実効性を高めるための計画

IV-(4) 市立高等学校の活性化

【現状と課題】

- 市立高等学校の将来像を考えるに当たっては、少子化が進み生徒数が減少する中で、専門性の確保、教育水準の維持・向上を図り、地域に信頼され、魅力ある学校にするために市立高等学校としての果たすべき役割等を踏まえて、鹿屋女子高等学校の活性化策を検討する必要があります。
- 高等学校教育の充実のためには、教職員の指導力向上、生徒の学ぶ意欲の向上に向けた取組を進めるとともに、各学校の地域との連携、特色ある教育活動を推進する必要があります。
- 市立高等学校の校舎は、昭和35年から順次整備された建物であり、施設の老朽化に加え、耐震性が低いため、一部臨時校舎で対応している状況であることから、生徒の安全確保のため早急な対応をする必要があります。

【施策の方向性】

- 市立高等学校は、今後も本市のみならず大隅全域の女子教育の受皿として、地域資源をいかした魅力ある学校づくりを積極的・継続的に行い、次代を担う女性人材の育成を推進します。
- 市立高等学校においては、授業の充実を基本として指導者の資質向上を目指した研修会の機会の充実を図り、進学・就職等における成果を上げることに取り組みます。
- 生徒指導の充実や部活動の活性化を図り、望ましい高等学校の教育環境づくりに努めます。
- 地域に根ざした市立高等学校という風土をいかし、地域の中に積極的に融合した教育活動を開くとともに、地域の人材、事業所等を積極的に活用した教育活動を開けます。
- 市立高等学校の校舎は、施設の老朽化に加え、耐震性に問題を抱えていることから生徒の安全確保のために施設整備に努めます。

【主な取組】

- 英語教育、ICT教育、社会貢献、ボランティア活動等、今日的課題への対応、魅力ある学校づくりの取組を通して市立高等学校の活性化を推進します。
- 研究授業等を通じた教科指導方法の校内研修を充実させ、授業力向上に取り組むことにより、上級学校への進学率の向上、確実な資格取得による安定的な就職の確保等に努めます。
- 学習、各部活動等の成果発表や地域行事・地域貢献活動への積極的参加を通して、中学生や地域の方々に市立高等学校の良さを伝えていきます。
- 中学校への積極的な学校訪問を実施し、中学校との連携を図り、学校の良さをアピールするなど、生徒獲得のための取組を推進します。
- 生徒会活動を活性化し、生徒自身が市立高等学校の良さを自覚し、誇りを持つことができる校風づくりを推進します。
- 新たな魅力ある高校教育に対応するため、新校舎の建設を進めます。

V 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

V-(1) 学習環境の整備

【現状と課題】

- 市民が、それぞれのニーズに応じた学習を「いつでも・どこでも・だれでも」自ら進んで学習できるような環境を整え、その学習成果を地域づくり等にいかしていくことができる生涯学習社会の構築が求められています。
- 市民の多様な学習活動を支援するため、学習内容や指導法、自主学習グループ、団体等に関する幅広い学習情報を、多様な方法で入手できる情報環境を整備するほか、学習相談に適切かつ丁寧に応えられるような環境を整えていくことが必要です。
- 市民が生涯学習の意義を理解し、主体的に学習活動に参加する気運を醸成していくために、生涯学習に関する情報を様々な方法で提供するなどの普及・啓発が必要です。
- 市民が安全・安心に集い、学ぶ喜びが実感できるようにするために、計画的な施設整備を進め、適切な管理・運営をしていくことが求められています。

【施策の方向性】

- ライフステージに応じ、家庭、学校、地域社会のあらゆる場において、多様化・高度化する学習ニーズに対応できるような学習環境の整備に努めます。
- 公民館、図書館、学習センター等の社会教育施設を始め、民間施設等との連携を深め、生涯学習事業の更なる充実に努めます。
- 地域の生涯学習の拠点となる公民館、図書館等の機能充実やネットワーク化を図り、学習情報提供、相談窓口、指導体制等を一元化に努めます。
- 施設の老朽化に対応するため、計画的な施設整備に努めます。

【主な取組】

- 公民館、図書館、スポーツ・文化施設等に、生涯学習に関する相談窓口を設置し、市民が気軽に相談できる体制を整え、多様化・高度化する学習ニーズに対応した学習機会を市内各地で提供します。
- 公民館、学習センター等の活動地域ごとに設置している地区生涯学習推進団体の充実を図り、公民館、学習センター等を核として、地域の連帯意識の向上、文化・伝統等の継承を図るために、世代間のふれあい事業や青少年健全育成のための事業を実施します。
- 広報誌、チラシ、パンフレット等の印刷物やホームページ等、様々な広報媒体を活用した生涯学習の普及・啓発活動に努めます。
- 施設の老朽化対策事業を、年次的に進めていきます。

V-(2) 学習機会の充実

【現状と課題】

- 国際化・情報化の進展、価値観の多様化、地域と社会参画の在り方の変化等、社会の急速な変化に伴い、学習ニーズも多様化・高度化してきており、その変化に対応した学習機会の新たな創出が求められています。
- 学習機会や学びの場はある程度確保されています。今後は更に、学習活動によって豊かな心を育み、人生に価値を見いだせることができるようにするために、郷土の文化・芸術に関する学習、家庭生活や子育てに関する学習、環境体験学習、健康・スポーツに関する学習、高度情報化に対応する学習等、現代的課題、地域課題等に対応できる学習等、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供が必要です。

【施策の方向性】

- 市民のニーズや現代的課題に対応した講座の開発やライフステージに応じた主体的な学習が展開できるよう多様な学習機会の提供に努めます。
- 心豊かに生きるための学習機会として、青少年健全育成活動の充実や家庭教育の向上、子育て支援サービスの充実、健康づくりの啓発・スポーツクラブとの連携、文化活動の促進、文化財等の保存・伝承等に努めます。
- 共生・協働社会実現のために、人権尊重社会の実現、高齢化社会への対応、障がい者の社会参加促進、男女共同参画社会の形成に資する学習機会の提供に努めます。
- 時代の要請に対応するための学習機会として、高度情報化への対応、国際社会に対する理解、環境保全に対する意識啓発、職業能力の開発、防犯体制の強化、消費者被害の未然防止等に努めます。

【主な取組】

- 青少年育成推進大会の取組を通して、市民総ぐるみで青少年を育成しようとする気運を高め、「地域の子どもは地域で育てる。」雰囲気を醸成します。
- 鹿屋っ子クラブ²⁹の取組を通して、市内の中学生・高校生の地域リーダーとしての資質を高めるとともに、地域社会の発展に寄与する健全な青少年を育成します。
- 市民のニーズや現代的課題に対応した講座、地域の実情に応じた講座を開設するとともに、関係機関団体とも連携し、多様な学習機会を提供します。
- 高齢者の社会参加と生きがいのある生活への支援のため、「かのや学校応援団」や「鹿屋版寺子屋」事業等を通して、生きがいとなる多様な学習機会の提供として、高齢者大学の開設及び高齢者クラブ等の自主グループ・同好会活動の支援、子どもたちとの世代間交流の促進、更に高齢者の多様な能力の発掘と活用等に努めます。
- 家庭や地域の教育力向上を目指し、学校支援ボランティアとして保護者や地域の方々の活用及び親子で参加する地域行事・体験活動を始め、地域の自然・文化に親しむ活動等を促進します。

²⁹ 鹿屋っ子クラブ：様々な研修活動、体験活動、ボランティア等を行う中高校生のグループ

V-(3) 学習推進体制の充実

【現状と課題】

- これからの生涯学習社会では、学習情報の提供、学習拠点施設の整備・充実、地域や施設のネットワーク化、学習の成果が適切に評価される社会の仕組みづくり等、生涯学習推進体制の充実・強化を図る必要があります。
- 小中高校の他に、大学等の高等教育機関、国立大隅青少年自然の家等の青少年教育施設、リナシティかのや³⁰、民間等の生涯学習関連施設、更に子ども会、高齢者団体等の社会教育関係団体・機関との連携強化が必要です。
- 全庁・全市による推進体制を確立するとともに、指導者、リーダーの育成のために、学習成果を活かしたボランティア活動や地域活動の促進及び「かのや学校応援団」等による地域人材の発掘・活用が必要です。

【施策の方向性】

- 生涯学習社会の構築を促進するため、生涯学習推進会議を推進役とします。
- 市民の生涯にわたる学習活動の支援と啓発を図るため、公民館や学習センター等の活動地域ごとの地区生涯学習推進団体を設置し、事業内容の充実を図ります。
- 公民館、学習センター、図書館、民間団体、学校等の生涯学習事業を実施する施設間の幅広いネットワークの構築に努めます。
- 学習の成果が社会において、適正に評価され、積極的に活用されるような取組を進めます。
- 生涯学習の指導者としての能力、技術の向上を図る研修等を充実するとともに、幅広い人材情報の収集・提供に努めます。

【主な取組】

- 各種事業の調整、ネットワーク化を進めるため、本市の生涯学習を推進していく上での「中核」である公民館、学習センター等のコーディネーター機能の充実を図ります。
- 大隅広域図書館ネットワークの更なる活用を図り、公民館、学習センター等の活用による市民の図書利用の利便性の向上を推進します。
- 共生・協働によるまちづくりを推進するために、高校生による「鹿屋っ子クラブ」ボランティアグループ、地域サポート職員³¹等が地域に溶け込み、町内会と行政との連絡調整役を担い、地域行事等への積極的な参加や運営の支援等を行います。
- 学習意欲の向上と持続性を高めるために、学習の成果を発表する場の設定や学習の成果を生かしたボランティア活動等、地域社会への貢献活動を促進し、学習成果が適切に地域に還元される仕組みづくりを推進します。

³⁰ リナシティかのや：鹿屋市北田大手町地区第一種市街地再開発事業によって建設された再開発ビル（複合交流施設）の愛称

³¹ 地域サポート職員：市職員が、日頃から地域に溶け込み、地域の実情を知り、地域住民とともに地域コミュニティの活性化に寄与することを目的に、地域に住む他の職員にも呼びかけながらボランティアで地域活動に取り組む者

- 社会教育主事³²講習、社会教育リーダー研修会（子ども会、青年団、女性団体、高齢者クラブ、PTA等）等への参加を促進し、リーダーの育成・養成に努め、社会教育関係団体の活性化を図ります。
- 家庭教育、青少年教育、高齢者教育等の各専門分野を支援する指導者を確保するためには、地域の人材の発掘に努め、「かのや学校応援団³³」等による地域人材の確保と活用を図ります。



³² 社会教育主事：都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う者

³³ かのや学校応援団：市内の小・中学校を舞台に、地域の方に学校の教育活動を支援してもらい、子どもたちの健やかな成長を図り、更に地域の方が活躍することで活気ある社会をつくろうとする事業

VI 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実

VI-(1) 青少年健全育成への支援

【現状と課題】

- 多様なメディアによる情報の氾濫、価値観の多様化等の社会状況の変化は、青少年の行動や価値観に大きな影響を与えており、青少年の健全な育成を阻害する一因ともなっています。
- 学校はもとより家庭、地域、行政が一体となり、青少年育成団体、関係機関等とより一層の連携を図り、青少年の体験活動、交流活動、安全指導等の充実を図ることで、地域に貢献できる人材（指導者、リーダー）を育成することが求められています。

【施策の方向性】

- 「生きる力」の核となる豊かな人間性を育む心の教育を進めるため、学校、家庭、地域社会が一体となった体験活動の充実を図り、心の教育を推進します。
- 青少年が、地域の一員としての自覚を育てるために地域行事やボランティア活動への参画を積極的に推進し、青少年が地域に関心を持ち、地域づくりに参画する体制づくりに努めます。
- 「鹿屋寺子屋」事業を推進し、公民館・学習センター等で子どもたちが安全・安心に活動できる学習環境を整え、地域の方々と子ども達が学習活動や体験活動を通じて関わる仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

- 本市の青少年育成活動をより一層充実させ市民総ぐるみで青少年を育成しようとする機運を高めるため、地域の子どもは地域で育てる雰囲気を醸成します。（鹿屋市青少年育成推進大会・青少年育成市民会議）
- 市子ども会育成連絡協議会との共催事業「鹿屋市子ども会リーダー育成事業」・「子ども会大会」や「リナシティ探検隊」、「かのやばら祭り」等のボランティア活動や異年齢によるボランティアとの交流を通して、ジュニアリーダーとしての鹿屋っ子クラブ（中・高校生ボランティア）の育成に努めます。
- 学校の要請により地域の有志者や鹿屋体育大学生（学校支援ボランティア）を学校の教育活動や諸活動に派遣し、交流を意図的に図ることで、市民性（協働等）や社会生（挨拶等）を育て、心豊かでたくましい青少年の健全育成に取り組みます。（かのや学校応援団事業）
- 地域ぐるみでの青少年の健全育成を推進し、地域住民との交流を促進することで青少年の自己肯定感を高め、コミュニケーション能力の向上を図り、青少年の市民性の基礎を育みます。
- 青少年体験活動の充実を図るとともに、青少年育成市民会議及び青少年問題協議会との関連性を高め、青少年の現状・課題解決策、地域での体験活動等について、各関係団体・機関と情報を共有しあい、各関係機関における青少年健全育成共通実践事項の確実な実践を推進します。（青少年育成市民会議、いきいき鹿屋っ子プラン）

VI-(2) 成人教育の充実

【現状と課題】

- 市民のニーズに応じた講座だけでなく、ボランティア講座等、社会に役立つもの、時代の変化に対応した現代的な課題解決のためのメニュー等より一層充実した学習機会を提供していく必要があります。
- 各社会教育施設において様々な学びの場を用意するとともに、様々な方法で学習情報を提供することで、市民がいつでもどこでも学習に参加する機会を増やしていく必要があります。

【施策の方向性】

- 学習の成果を発表する場を設定し、学習意欲を高めるとともに、学んだ成果が地域社会に還元される社会づくりを目指します。
- 社会教育リーダー研修会等に積極的に市民を派遣し、リーダーの養成に努め、社会教育関係団体の活性化を図ります。

【主な取組】

- 公民館、学習センター等の活動地域ごとに設置している「地区生涯学習推進団体」では、地域の特色を活かした催しを企画し、地域の活性化につなげます。
- 各公民館、学習センターでは、様々な生涯学習活動（公民館講座、基礎講座、同好会による活動等）の実践発表、展示発表、実演コーナー、講演会等、学びと交流を通して、多くの市民のまちづくりへの意欲及び関心を高めます。
- 各社会教育団体の協力のもと、社会教育有志指導者研修会（ジュニアリーダー、少年団体、青年団体、女性団体、高齢者団体及びP.T.Aにおける研修会、生涯学習指導者における中級研修会等）等の様々な研修をこれから社会づくりへつながる研修として位置付け、実践活動に結び付けます。



VI-(3) 家庭教育の充実

【現状と課題】

- 県家庭教育支援条例（平成26年4月1日施行）にもうたわれているように、核家族化や少子化、地域連帯意識の希薄化など、社会が変化していく中で次第に地域の教育力が低下していき、子育てについて不安や悩みを抱える保護者が増えてきています。
- 子どもたちのために、保護者が第一義的責任を有することを確認しながら、家庭教育の支援は、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たし、協力することが求められています。
- 近年、女性の社会参加の増大、ひとり親の増加が顕著となる中、保護者自身が、進んで様々な学習やふれあいの機会に参加して、コミュニケーション能力を高め、家庭における役割を学ぶとともに、悩み事を解消する手段等を学ぶ機会が必要となっています。

【施策の方向性】

- 家庭の教育力の向上を目指し、関係機関、団体等との連携・協力の下、保護者を対象に子どもの発達段階に応じた家庭教育の在り方についての学習機会の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域社会等において、地域と保護者・子どもがより関わり合えるよう、挨拶運動、体験活動、地域の清掃等、日常のふれあいや活動を推進します。

【主な取組】

- 家庭の教育力の向上に役立てるために、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の保護者や一般市民を対象に家庭教育に関する講演会を開催します。（家庭教育講演会）
- 家庭教育の重要性への理解、認識を深めるとともに、家庭の教育力の向上を図るために、保育園、幼稚園、小・中学校の保護者を対象に研修の機会の一層の充実を図ります。（「家庭教育学級」、小学校の就学時健診時に「就学前子育て講座」、中学校の家庭教育学級時には「思春期子育て講座」、「中・高校生子育て理解講座」）
- 地域や各青少年育成団体と連携して、親子が一緒に体験して学び合える自然・文化体験等の学習機会の拡充に努めます。（家庭教育支援事業、各青少年育成事業）



VII 人権を尊重する平和な社会の実現

VII-(1) 人権教育と啓発の推進

【現状と課題】

- 市民が自分らしく生き生きと生活していくためには、全ての人の平和と基本的人権が尊重され、一人一人の能力や可能性が評価され十分に発揮できる社会づくりが求められています。
- 女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、元ハンセン病患者等の人権問題は、現在も起きており、更に携帯電話やスマートフォンの普及によるインターネット社会における新たな人権問題が生じています。
- ハンセン病を正しく理解するとともに元ハンセン病患者との交流をより一層図っていく必要があります。
- 本市は、「人権尊重のまち³⁴」を宣言し、人権に対する正しい知識と理解を深め、お互いの人格を認め合い、ともに生きる社会づくりを目指しています。

【施策の方向性】

- 全ての市民が平和で、人間として尊重され、自由に社会活動に参加することができ、生涯にわたって生きがいや自信を持って暮らせる地域社会づくりを推進します。
- 生命の尊厳や人権尊重の理念に基づく学習の機会を通して、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、元ハンセン病患者等に対するあらゆる人権問題に対して、正しく理解・判断され正しく行動できる啓発活動を積極的に進めます。
- 人権尊重社会の実現に向け、学習の機会を充実させ、差別のない思いやりのあふれる社会づくりを目指します。

【主な取組】

- 市民の人権問題への関心を高めるとともに、基本的人権の尊重とその擁護について正しい理解と認識を深め、正しく行動ができる人づくりのために、人権問題講演会やあらゆる研修の機会を活用して、人権に関する研修の充実に努めます。
- 人権啓発の取組の一環として、人権啓発標語及びポスターを全小・中学校から募集して人権啓発ポスターを作成・配布するとともに、表彰・作品展示を行います。（人権教育啓発活動促進事業）
- 家庭教育学級、各種講座、各種社会教育関係団体等において学習の一環として人権学習を位置付けます。

³⁴ 人権尊重のまち宣言：平成25年4月に、人権に関する啓発により、市全体の意識の向上を図ることを目的に、人権尊重のまち宣言を行った。

VIII 文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承

VIII-(1) 文化芸術活動の促進と環境づくり

【現状と課題】

- 地域住民が日常的に文化芸術に親しむことのできる文化会館、市民交流センター芸術文化学習プラザ、公民館、学習センター等の施設が充実していますが、計画的な施設の維持・管理を進め、より多くの利用者の増を図ることが求められています。
- 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、各芸術団体、若手アーティスト等の文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。
- 各芸術団体のネットワーク化を図ることにより、市全体としての文化芸術の振興を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 市民が自主的に文化活動を行いやすい環境づくり、発表の場の提供に努めます。
- 各芸術団体、アーティスト等の支援のため、制作、発表等の場に関する情報の提供、指導者や舞台スタッフなど文化芸術を支える人材の育成を図るとともに、新たな芸術家育成、芸術団体等のネットワーク化の支援に努めます。
- 県内外の優れた芸術家（団体）を招へいし、市民の様々なニーズに応える自主文化事業の充実を図ります。
- 施設の老朽化に対応するため、計画的な施設の維持管理に努めます。

【主な取組】

- 文化活動の促進と環境づくりを図るため、多様な文化活動の奨励や各地域の文化団体の活動を支援し、各地域での文化祭、市美術展等に取り組むとともに、国民文化祭で培った機運の醸成を図り、文化のまちかのやの魅力アップに努めます。（ビーコンサート等）
- 子どもの頃から様々な文化芸術に親しむため、学校等に演劇、音楽等の芸術家を派遣し、芸術鑑賞機会の提供に努めます。
- 県内外の優れた芸術家を、市文化会館・市民交流センター芸術文化学習プラザに招へいし、市民が気軽に鑑賞できる機会の提供に努めます。（自主文化事業の充実）
- 各種コンクールにおいて、県外の大会に出場する個人・団体の遠征費を助成します。
- 市文化会館や市民交流センター芸術文化学習プラザの管理・運営を指定管理者に委託し、民間のノウハウをいかすことにより文化芸術の振興に努めます。
- 施設の老朽化対策事業を年次的に進めていきます。

VIII-(2) 文化財の保存・活用・伝承

【現状と課題】

- 各地域には、守り育まれてきた、かけがえのない貴重な多くの有形・無形の文化遺産があり、これらの文化財を適切に保存・活用し伝承するために、文化財に親しむ機会をつくるなど啓発活動の実施、文化財保存団体の育成・活動支援を図り、伝承していく必要があります。
- 市内には、104の指定文化財と、指定以外にも地域の財産である文化財があり、保存・伝承していく必要があります。
- 埋蔵文化財包蔵地において開発行為が実施される場合、開発者と連携を保ちながら埋蔵文化財の保護と開発の調和を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 地域の文化財を保存・活用することにより、ふるさとに誇りと愛着の持てる人づくりを目指します。
- 地域に残る郷土芸能や伝統行事を継承することによるまちづくり、近隣自治体と連携した地域振興を目指します。

【主な取組】

- 埋蔵文化財包蔵地内における開発行為においては、鹿児島県、開発行為者との連携の下、開発との調和が図られるよう文化財保護法に基づき、適切な発掘調査を行います。
- 伝統芸能保存団体は、団体及び後継者の育成を図るため、保存伝承団体の活動を支援します。
- 指定文化財は、適切な維持管理をするため、文化財の定期的な巡視、整備等を行います。
- 市内児童生徒の文化財に対する理解と愛護精神を育むため、小中学校で出前授業等を行います。
- 市民に対して文化財保護についての啓発を広く促すため、出前講座、バスツアー、移動考古展・移動民俗資料展の実施、パンフレットの作成、ホームページでの情報発信等を行います。
- 大隅半島の近隣市町と連携し、古墳を活用した地域振興を図るため、古墳群の整備や情報交換等を行います。（ふるさとの文化で繋ぐまちづくり事業）



〔計画期間における数値目標〕

I 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

| 項目 | 現状 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 関連施策 |
|--------------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 人権問題講演会参加者数 | 309人 (H26) | 400 | | | | | I-(3) |
| 人権ポスター・標語コンクール出品数 | 3,656件 (H26) | 3,400 | 3,420 | 3,440 | 3,460 | 3,500 | I-(3) |
| 人権同和教育担当者研修会参加者数 | 48人 (H26) | | | | | | I-(3) |
| 小中学校自然教室推進事業参加者数 | 1,878人 (H26) | | | | | | I-(4) |
| 小学校図書室蔵書充足率 | 90.7% (H26) | 94.6 | 96.7 | 98.8 | 100.9 | 102.8 | I-(5) |
| 中学校図書室蔵書充足率 | 99.9% (H26) | 94.9 | 97.5 | 100.0 | 102.0 | 107.0 | I-(5) |
| 市立図書館利用者数 | 100,472人 (H26) | 108,600 | 108,650 | 108,700 | 108,750 | 108,800 | I-(5) |
| ブックスター事業絵本配布率 | 96.7% (H26) | 100 | | | | | I-(5) |
| 小学校水泳・陸上記録大会への参加校数 | 24校 (H26) | | | | | | I-(8) |
| 小・中学校体育連盟の大会開催数 | 4回 (H26) | | | | | | I-(8) |

II 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進

| 項目 | 現状 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 関連施策 |
|--|---|-----|-----|------------------------------------|-----|-----|--------|
| 鹿児島学習定着度調査の各教科の平均通過率 基礎・基本の内容(A)が70%以上、活用の内容(B)が60%以上の教科数 | 小5年 A3/4 B3/4 中1年 A3/5 B2/5 中2年 A2/5 B2/5 (H25) | | | 小 中 A・B A・B 4/4 5/5 | | | II-(1) |

| | | | | | | | |
|----------------------|----------------|-----|----|----|-----|----|--------|
| 小学校理科教育振興備品整備率 | 46% (H26) | 48 | 50 | 51 | 52 | 53 | II-(1) |
| 小学校算数教育振興備品整備率 | 51% (H26) | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | II-(1) |
| 中学校理科教育振興備品整備率 | 29% (H26) | 31 | 33 | 34 | 35 | 36 | II-(1) |
| 中学校数学教育振興備品整備率 | 31% (H26) | 32 | 33 | 35 | 37 | 39 | II-(1) |
| 英語暗唱弁論大会参加校数 | 13校 (H26) | | | | | | II-(2) |
| A L T雇用人数 | 5人 (H26) | | | | | | II-(2) |
| 小学生の英語大好き率 | 97.2% (H26) | 100 | | | | | II-(2) |
| 特別支援教育支援員数 | 25人 (H26) | | | | | | II-(3) |
| I C Tを活用して指導できる教員の割合 | 60% (H26) | 70 | 80 | 90 | 100 | | II-(4) |
| エコバス利用回数 | 50回 (H26) | | | | | | II-(5) |
| 小・中学校キャリア教育研修会の開催 | 1回 (H26) | | | | | | II-(6) |
| 郷土教材開発委員会の開催 | 7回 (H26) | | | | | | II-(7) |

III 信頼される学校づくりの推進

| 項目 | 現 状 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 関連施策 |
|------------------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 校長研修会の開催 | 6回 (H26) | | | | | | III-(1) |
| 教頭研修会の開催 | 6回 (H26) | | | | | | III-(1) |
| 学校訪問の回数 | 1回 (H26) | | | | | | III-(2) |
| 県総合教育センター短期研修申込率 | 20.6% (H25) | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 | III-(2) |
| 校内研修等における助言指導 | 83回 (H24) | | | | | | III-(2) |
| スクールガードリーダー登録者数 | 275人 (H26) | | | | | | III-(3) |
| スクールガードリー | 328回 | | | | | | III-(3) |

| | | | | | | | |
|--------------|---------------|--|--|--|--|--|---------|
| ダード巡回指導回数 | (H26) | | | | | | |
| 奨学資金の貸与者数 | 75人 (H26) | | | | | | III-(4) |
| 遠距離児童通学への補助 | 3人 (H26) | | | | | | III-(4) |
| 遠距離生徒通学への補助 | 1人 (H26) | | | | | | III-(4) |
| 小・中学校のAED設置率 | 100% (H26) | | | | | | III-(4) |

IV 安全・安心な教育環境と教育活動の充実

| 項目 | 現状 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 関連施策 |
|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 小学校施設耐震化率 | 96.7% (H26) | 100 | | | | | IV-(1) |
| 中学校施設耐震化率 | 92.9% (H26) | 100 | | | | | IV-(1) |

V 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

| 項目 | 現状 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 関連施策 |
|---------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 公民館施設の利用者数 | 389,582人 (H26) | 390,000 | 390,000 | 395,000 | 395,000 | 400,000 | V-(1) |
| 図書館の利用者数 | 100,472人 (H26) | 108,600 | | | | 110,000 | V-(1) |
| 芸術文化学習プラザ利用者数 | 154,450人 (H26) | 155,000 | | | | 160,000 | V-(1) |
| まちづくり出前講座参加者数 | 12,299人 (H26) | 13,000 | | | | | V-(2) |
| 市民講座数 | 123講座 (H26) | 110 | 110 | 110 | 115 | 115 | V-(2) |
| 市民講座参加者数 | 1,976人 (H26) | 1,885 | 2,000 | 2,000 | 2,100 | 2,100 | V-(2) |
| 寺小屋開設数 | 0箇所 (H26) | 0 | 2 | 3 | 4 | 5 | V-(2) |

VI 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実

| 項目 | 現状 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 関連施策 |
|------------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 小学校子ども会加入率 | 68.4% (H26) | 70 | 70 | 75 | 75 | 80 | VI-(1) |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 中学校子ども会加入率 | 22.1% (H26) | 25 | 25 | 25 | 30 | 30 | VI-(1) |
| 青少年育成推進大会参加者数 (リナ・文化会館) | 469人 (H26) | 1,000 | | | | | VI-(1) |
| 学校応援団派遣回数 (部活動等支援含む) | 664回 (H26) | 1,500 | 1,800 | 1,900 | 2,000 | 2,100 | VI-(1) |
| 学校応援団ボランティア延べ参加人数 (部活動等支援含む) | 3,287人 (H26) | 3,500 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,500 | VI-(1) |
| 鹿屋っ子クラブ会員数 | 28人 (H26) | 70 | 70 | 70 | 70 | 100 | VI-(2) |
| 家庭教育講演会参加者数 (リナ・文化会館) | 1,350人 (H26) | 1,400 | | | | | VI-(3) |
| 家庭教育学級会員数 | 1,986人 (H26) | 2,000 | 2,050 | 2,050 | 2,050 | 2,100 | VI-(3) |
| ワクワク保育体験講座参加者数 | 89人 (H26) | 77 | 77 | 77 | 77 | 100 | VI-(3) |

VII 人権を尊重する平和な社会の実現

| 項目 | 現状 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 関連施策 |
|------------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 人権問題講演会参加者数 (リナシティ) | 309人 (H26) | 400 | | | | | VI-(1) |
| 人権ポスター・標語コンクール応募数 | 3,656点 (H26) | 3,800 | 3,900 | 3,900 | 3,900 | 4,000 | VI-(1) |

VIII 文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承

| 項目 | 現状 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | 関連施策 |
|--------------------|-------------------|---------|-----|-----|-----|---------|----------|
| 文化会館利用者数 | 48,531人 (H26) | 50,000 | | | | 57,000 | VIII-(1) |
| 芸術文化学習プラザ利用者数 | 154,450人 (H26) | 155,000 | | | | 160,000 | VIII-(1) |
| 市美術展応募者数 (一般部門) | 178作品 (H26) | 210 | 230 | | | | VIII-(1) |
| 文化財体験学習参加者数 | 106人 (H26) | 100人 | | | | | VIII-(2) |
| 有形無形文化財保存伝承団体数 | 23団体 (H26) | 24団体 | | | | | VIII-(2) |

第5章 計画の実現にむけて

1 地域社会との連携・協力

子どもの健全育成を始め、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携・協力して取り組むことが重要です。

これら学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協力が図れるように取組を推進します。

2 全庁的な推進体制の構築

本計画の推進に当たっては、教育委員会のみならず、市長部局等とのより緊密な連携が必要なことから、全庁的な推進体制を構築し、取組を進めます。

3 計画の進捗状況の確認

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。このため、本計画の進捗状況について、毎年度、学識経験者等の意見も踏まえ、点検及び評価を行い、その結果については、広く市民に公表します。

4 新たな課題への対応

本計画は、今後5年間に取り組むべき施策等を盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じる等、計画の見直しが必要となった場合は、計画途中に見直しを行うなど、迅速に対応します。

参考資料

10年後を見据えた教育の姿（鹿屋市第1期教育振興基本計画）

1 基本理念

21世紀を生きぬく子どもたちに生きる力をはぐくむ

生きる力は、変化の激しい21世紀を生きぬく子どもたちが、他人と協調しながら、自立的に社会生活を送っていくために必要な実践力であり、その力の育成は、教育における最重要課題です。そこで、保護者や地域の協力を得ながら、教育活動全体を通して生きる力の育成を目指します。

「教育とは流れる水に文字を書くような夢い仕事である。しかし、それはあたかも、岸壁にノミで刻み付けるほどの真剣さで取り組まなければならない。」とある教育学者は言っています。

子どもたちが生きる 21 世紀は人類がかつて経験したことのない先行き不透明な厳しい社会が予測されます。

過去において臨時教育審議会は「教育は未来に生きる人間を育成することを通して未来を創造する最も基本的な人間の営みである」とも述べていますが、このような時代だからこそ、一人一人の人間形成と社会の形成者としての育成を担う教育の役割は、ますます重要になってきます。

その未来を生きる人間を育成するためには、

- 子どもたちの将来にどのような可能性、危険、問題が待ちかまえているのか。
- その可能性、危険、問題に主体的に挑戦、対応していくためにはどのような能力が求められるのか。
- このような未来が必要とする資質を磨き、能力を向上させるにはどうすればよいか。などについて深い洞察が不可欠です。

このことから

- ① 教育に携わる者は、子どもの未来、日本の未来、世界の未来、人類の未来に対して常に鋭敏な感覚と広い視野をもたなければなりません。
- ② これからの中等教育は、未来に直面するに際して常に時代を超えて変わらないもの、いわゆる“不易”をしっかりと見つめ続け、人類文化ならびに日本文化の優れた遺産や伝統の維持、継承に努めるとともに、伝統や文化をはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うことが必要であり、不易なるものをしっかりと次世代に受け継がせていかなければなりません。
- ③ 同時に時代とともに変化していくもの、いわゆる“流行”を鋭敏な感覚で受け止め、これに柔軟かつ創造的に対処していくなければなりません。

また、本市の特色として

- 本市には、教育を大切にする伝統や風土があり、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力があります。
- また、鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家、アジア太平洋農村研修村等の特色ある教育関係機関を有しています。

このことから、

- ① 「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、伝統的な地域の教育力を生

かし、これからも子どもたちを地域社会全体で守り育てる必要があります。

- ② 地域の財産である、鹿屋体育大学などの教育関係機関と連携した事業を実施するなど、地域の資源を最大限活用した取組を進める必要があります。

以上の基本的な考え方に基づき、次の2つの基本目標を掲げ、本市の教育の振興を図ります。

2 基本目標

(1) 知・徳・体を調和的にはぐくむ教育の創造

教育の目的は「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とされています。

また、確かな学力とともに、規範意識や感性の育成などの豊かな心や体力や運動能力などの知・徳・体の調和のとれた教育が求められているところです。

本市の子どもたちの教育においても、心の教育の推進を重点に、確かな学力の向上、心の教育の推進、健康の保持増進、体力・運動能力の向上を大きな柱に据え、知・徳・体をバランスよくはぐくむ教育の創造に努めます。

また、アジア太平洋農村研修村や鹿屋体育大学等を有し、多くの留学生や外国人と交流する機会も多いという地域の特性を生かし、児童・生徒の英語力の向上及び国際感覚の育成に重点的に取り組みます。

(2) 創造性と豊かな心をはぐくむ人づくり

自ら学ぶ意欲と社会変化に主体的に対応できる、たくましく生きる人づくりが求められている中、子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯にわたり継続して学習できる質の高い環境の提供に努め、心豊かな人間性を培う教育を推進します。

特に、学校教育に関しては、人口減少、少子化に伴う小規模校と大規模校の混在や複式学級の存在などの問題を見据えた学校教育環境の向上を図るとともに、地域、学校、家庭が一体となって、地域の教育力を生かして、子どもたちの個性を尊重しながら、豊かな人間性と生きる力をはぐくむ教育を進めます。

社会教育の面では、生涯各期にわたる幼児教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育を促進します。また教育の原点である家庭教育においては、自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援を進めます。

文化振興の面では、地域の文化遺産、伝統芸能等の継承、文化活動の促進、文化財の保存・活用を進めます。

スポーツ振興の面では、スポーツ活動の推進、環境づくり、スポーツを通じた交流を促進します。

鹿屋市第2期教育振興基本計画
平成28年3月発行

鹿屋市教育委員会